

平成 27 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 76 号

平成 27 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 8 月 26 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 9 月 7 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 27 年 9 月 8 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 関 洋 三	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

2 番 川 西 米希子	3 番 田 岡 秀 俊
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋一博	税務課長	脇隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋守
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	山内直樹

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、2番、川西米希子君、3番、田岡秀俊君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

今回、10名を予定しております。本日が5名、あすが5名の申し合わせです。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

3番、田岡秀俊君、1番目の質問から許可いたします。

○田岡秀俊議員 おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。久々のトップバッターということで少々緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

一つ目の質問です。拠点づくりをということであります。

地方創生の一つとして、国はいわゆる小さな拠点、コンパクト・ビレッジづくりを全国に推進しています。現在、過疎地域などの集落において人口減少や高齢化が進む中、食料品や日用品を扱う商店や診療所が閉鎖するなど、日常生活に必要なサービスを受けることが困難になるとともに、コミュニティー機能が低下してきているため、今後、そういった集落での暮らしを続けていくことが危ぶまれる状況が全国的にふえています。

そのため、小学校区など複数の集落の集まる集落地域において、買い物や医療、福祉など複数の生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などであっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつ

くり、地域の生活サービスを維持していこうという取り組みであります。

我がまんのう町も例外ではありません。過疎対策として、現在、デマンドタクシーの運行、買い物支援事業などを行っていますが、特に中山間地域においては人口減少による過疎化、高齢化の進行は限界集落を生み、日常生活あるいはコミュニティーの維持が危ぶまれている状況にあります。

地方創生、人口減対策における総合戦略の一環として、ネットワークづくりとともにそういった拠点づくりも必要だと思われます。町長の考えをお聞かせください。

またあわせて、一つの拠点となり得るとされる琴南中学校の跡地の現時点での今後の利活用の検討状況も伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 田岡議員の御質問にお答えいたします。

田岡議員の一番目の御質問は、拠点づくりをどのように考えているのかということでございます。

現在、10月末をめどに策定中でございます本町の総合戦略の中に、町の創生として小さな拠点づくり（コンパクト・ビレッジ）事業を盛り込む予定といたしています。

これは、特に過疎化、高齢化が進行する中山間地域における生活機能の維持・再生と活性化を図るために、遊休公共施設を活用して多世代交流、多機能型の小さな拠点の形成に向けたよろず屋づくりを推進するものでございます。

よろず屋は地域住民の買い物支援だけではなく、高齢者の居場所づくりなどコミュニティースペースとしての役割を果たすようになり、地域活性化につながるものです。

しかしながら、民間事業者では中山間地域における事業環境は厳しく、持続可能な運営のためには、公民連携、または住民の協力が必要であり、事業実施に当たっては調査研究が重要であると考えております。

地方創生の当初、小さな拠点として国交省のコンパクト・シティが注目されました。改正地方再生法では、総務省は小さな拠点としてコンパクト・ビレッジを取り上げています。これは中山間地域での対応であり、本町でも取り組めるものと考えております。

しかしながら、拠点を小学校区としている範囲を当町に当てはめてどのように考えるかなど検討しなければいけないことも多く、先進的な取り組みも参考としながら検討したいと考えております。

次に、琴南中学校の跡地の利活用検討状況についてであります。

琴南中学校は来年3月をもって統廃合となります。当然、琴南中学校の跡地は琴南地区活性化のための重要な拠点となる施設にすべきであると考えております。

現在、琴南地区活性化の明確な方向性を示すために、まちづくりの専門家とした徳島大学総合科学部准教授の田口太郎先生をアドバイザーとしてお招きし、フィールド・ワークを行いました。引き続き、学生を含め地域の実情の調査などを行っていくことになります。

また、琴南中学校の跡地利用を含め、人口減少に歯どめをかける施策、それに伴う現存

の公共施設の利活用を総合的に検討することとしております。

なお、琴南中学校跡地利用につきましては地域住民の関心も高いことから、できるだけ早い時期にスケジュール的なものをお示ししたいと考えております。

また、さきの小さな拠点は小学校区を一つのエリアとしております。旧の琴南東小学校を含み、美合地区、現在の琴南小学校を含む造田地区、その場合、どこが拠点になるのか、支所の位置づけ、総合センターの位置づけ、診療所はどうなるのかなど総合的に検討を加えていく必要がございます。

また、総合戦略の策定に当たり町民の皆様などから広く募集いたしましたアイデアの中にも跡地利用について幾つか事業提案がされております。それらも参考にして、地域の皆さんの御意見も取り入れながら検討していきたいと考えております。

以上、田岡議員の一番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 町長より答弁をいただきましたが、再質問させていただきたいと思えます。

今回、拠点づくりということで質問させていただきましたが、町長の答弁は、小学校区を基準として先進事例を参考にしながら取り組んでいくという答弁だったと思います。そのとおりなんです、この拠点づくり、私、何回もそれに関連した質問を今までやっておりますが、そのたびに検討していくというふうな答弁だったと思います。早い質問でしたら、もう3年、4年前ぐらいにも拠点というか、今回は総合戦略の中でのコンパクト・ビレッジということなんです、やはり満濃中学校改築のときも、その前にそれは大きな拠点としてその地域の開発、取り組んでいくべきだということも言ったと思います。今回、ぜひ速く動いていただきたいと思います。思っております。

それと琴南中学校につきましても、これも2回か3回ぐらいどうするんだということでお伺いした記憶があります。最近では3月の空き家対策の部分で、大きな空き家になると、そのときにどうするんだということで質問いたしました。そのとき町長の答弁全く同じです、はっきり申しまして。跡地の利用につきましては、地域の方々の意見をお聞きし、多数の方の納得のいく活用に努めてまいりたい、新たな協議会組織をつくるべきかアンケート、またはワーキンググループ、外部有識者の意見などを聞きながら総合的に判断していきたいと、半年前にこういう答弁をいただいております。

もうそろそろその協議会的な組織が立ち上がって活動を始めているかなというふうに私は思っておりますが、今の町長の答弁、まだそこまで進んでいないというふうな答弁だったろうと。

琴南中学校は満濃中学校のほうに統合というのは去年の12月の時点で決定しております。もう9月ですので半年なんです。やはりそのあたりはスピード感を持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。

徳島のほうから田口先生をお迎えしてフィールドワークも行ったというふうな答弁もあ

りましたが、そういう中で、今、話題の地方創生、人口減対策ということも含めて、素早い対応を今後お願いしたいなというふうに思います。

最初に戻りますが、このコンパクト・ビレッジにつきましては、地域再生法というのが改正になりまして、この取り組みについても国のほうは財政的な支援も考えていると申しますか、受けられるというふうな形にもなっております。

先日の新聞でも、この小さな拠点づくりにつきましては、全国で3億円ほどつけるつもりというふうなことが載っておりますし、そういう面でも、やはりこれは計画をきちんと立てて国のほうに申請するような形になるんですかね。そのあたりも全国に先駆けて取り組むというような姿勢をぜひ見せていただきたいなと思っております。

特に、琴南中学校の跡地というのは本当に可能性を秘めたところだろうと。琴南地区の活性化、地域コミュニティのシンボリックな施設として、これも今まで何回も申しましたが、3世代、4世代が集えて、にぎわい創出ができるような場所、新しいきずなの拠点としての施設、そういうふうな形でぜひ拠点づくりを図っていただきたいなと思っております。

拠点と申しますといろんな考え方がありますが、道の駅なんかも一つの拠点になるだろうと思いますし、特に山間地域におきましては、最近、台風とかそういう風水害の被害が多い、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンがかなり多く存在いたしております。そういう意味で、やはりそちらの住民の方々は本当に生活するのにも苦勞しているわけですが、無理やり拠点づくりをして、そちらのほうへというふうにもなかなかできないだろうと思いますが、やはりこれは徐々に私は誘導するような施策をとらないかなのではないかなと思っております。

インフラの整備にいたしましても、最近の財政事情とか勘案しますと、なかなか限界が来ておるということで、ある程度拠点化して集中的にそこに投資するというふうな形も必要ではないかなというふうに思っております。

災害とかそういう面でも、例えば山間部の住民の方は本当に困っておるのを私も知っております。見捨てるわけにはいかないんです。どうするかということを、老人ホーム的な施設をつくるというのも一つの案だろうと思いますが、特に山間部ほどお年寄りが多くなっております。住民の生命、財産を守るという面でも、いろんな形があると思います。私が空き家対策でよく言います空き家の活用なんかでも、やはり拠点の周辺にもまた活用できるような空き家もたくさんあると思います。そういう改修なんかも含めて、レッドゾーンとかに住んでいる住民の方には、無理やり移動というのは無理ですから、いろんな優遇策とか補助をするとか、そういうふうな形で優遇して、集中的にそこに投資して、きずなが生まれるような拠点をつくっていただきたいなと、そういうことについてぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますが、この琴南中学校の跡地も含めて、もう少し前進した答弁をいただきたいのですが、いかがですか、町長。再質問になったかどうか分かりませんが、余り今までの答弁と変わってないような印象を受けましたので、もう

一度お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 田岡議員さんの再質問にお答えいたします。

特に琴南中学校の跡地利用についてでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、現在ではまちづくりの専門家とした徳島大学準教授の田口先生をアドバイザーとしてお招きして、今、琴南地区の地域全体をいろいろ調査、研究をいたしておるところでございます。あわせて、琴南中学校の跡地利用の検討委員会等も早急に立ち上げていきたいなと、このように思っております。

また、先ほどもお話ししましたように、今回の総合戦略のアイデア募集の中でも、かなり琴南中学校の跡地をこういうふうに活用したらどうでしょうかとか、老人ホーム的なものにしたらいいか、高齢者施設にしたらいいか、何点か具体的に図面まで描いてアイデアを出していただいております方もおられますので、そういった具体的な例も示して、今度、ある程度、田口先生の調査と同時並行といいますか、早いうちに検討委員会を立ち上げて、そういった資料を我々も提供して検討していきたいと思っております。

検討委員会を立ち上げるまでには、ある程度、町としてもこういうふうにしたらいいかという何点かの具体的な案も持って臨みたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 わかりました。何回も言いますが、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。これについては、その都度、話をお伺いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。1 番目の質問は終わりたいと思います。

○関洋三議長 田岡議員の1 番目の質問を終わります。

続いて、田岡議員、2 番目の質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目、ふえ続ける耕作放棄地をどうするかということです。

2 年ほど前、6 次産業化の推進とまんのうブランドの開発というテーマで一般質問をさせていただきました。また、空き家対策について過去2 回ほど伺い、私なりの提案もいたしてきました。今回はそれらの関連でもあり、先ほどの質問も関連はあるんですが、その後の状況と取り組み、そして今後どのようなことを考えているのかを伺いたいと思います。

空き家対策では、過疎化の進展により町内でも空き家がかなりふえている状況を話しましたが、同時に、荒れた土地、遊休農地、特に耕作放棄地が近年かなり目についております。そして、それによる景観の悪化、隣地への悪影響、火災の危険性などの指摘をよく耳にいたします。

耕作放棄地のふえる原因は、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足、農産物の価格低迷、作業条件の悪さ、獣害による生産意欲の低下など、さまざまな要因があらうと思わ

れます。その解決策として、圃場整備による農地の大規模化、集約化、集落営農の推進、中山間地域直接支払制度、農地・水保全交付金制度、有害鳥獣対策、また、県においては農地中間管理機構による取り組みなどが行われております。

私もその一つとして、農産物に付加価値をつける産業振興策として6次産業化と満濃ブランドの開発ということを提案いたしました。町もヒマワリブランドなど熱心に取り組んでいることは承知いたしております。しかしながら、耕作放棄地の解消、活用としてなかなか抜本的な策とはなり得ていないのが現状ではないでしょうか。現在の取り組みの検証と、今後、とり得る対策をお聞かせいただきたいと思います。

現在、町内の耕作放棄地の面積がどれくらいあるのか、さまざまな対策によってどうふうに解消されてきておるのかということ、中間管理機構による取り組み状況等もあわせてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 田岡議員の御質問にお答えいたします。

ふえ続ける耕作放棄地をどうするのかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、耕作放棄地は担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから、耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が増加傾向にあります。

なお、食料・農業・農村基本計画では、食料自給率向上のための優良農地の確保、有効利用を目標として掲げており、これを実現するための遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みが重要課題となっております。

本町においては、平成22年度実施の2010農林業センサスの数値ではありますが、農地面積が2,778ヘクタールに対して耕作放棄地面積が269ヘクタールとなっており、耕作放棄率は9.7%となっております。

また、農業委員会が平成26年12月末で調査した結果では、遊休農地面積が約36ヘクタールとなっており、遊休農地率は1.3%となります。

この調査は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査により把握したものであり、農地法に基づく解消に向けた指導等を行った結果でもあり、おおよそ8.4%の乖離がありますが、この問題は喫緊の課題であり、早期に対策を打たなければなりません。

田岡議員の御提案いただきました6次産業化、圃場整備、集落営農、中山間地域直接支払制度、農地・水保全交付金制度等々各種事業に取り組んでいますが、なかなか効果があらわれていないのが現状でございます。

そこで、全国農業委員会では農業委員会組織での農地パトロールを継続的かつ運動的に実施し、それに加え、遊休農地の解消に向けた具体的な道筋を明らかにする利用意向調査が新たな業務として実施されます。

具体的には、管内全ての農地を対象とした農地パトロールによる利用状況調査の実施、利用意向調査の着実な実施、意向に基づく農地中間管理機構への通知発出の徹底、全国農

地ナビに対する遊休農地の措置状況の反映の４点を周知徹底することとなっております。

また、農地中間管理機構の取り組み状況につきましては、７月２１日時点において、借り受け希望が４０団体の１１０．４ヘクタール、貸し付け希望が７１戸の２７．３ヘクタールとなっており、その貸借が成立したマッチング状況では、平成２７年４月から８月までの間で３７案件の１２ヘクタールとなっております。

なお、香川農地機構では８月より２名体制となっておりますので、今後、ますますの活躍が期待されるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長のほうから答弁いただきましたが、遊休農地というのと耕作放棄地、それから荒廃農地の基準というのが難しいなと。私も非農家でありまして、なかなか農業のことは余り詳しくないのでとんちんかんなことを言うかもわかりませんが、遊休農地というのは、定義ですけど、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、耕作放棄地というのが、以前、耕地であったもので、過去１年間以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地ということになっております。そして耕作放棄地というのは、多少手を加えれば耕地になる可能性のあるものとも書いております。荒廃農地というのは、これはもうどうしようもないという、農地に再現が不可能というところというふうな意味合いだろうと思います。

この遊休農地と耕作放棄地は重なる部分もあるのではないかなというふうに思っておりますが、先ほど町長の答弁の中でも、いろんな調査によってもかなり耕作放棄地というふうな認識が、２種類の数値が出てきましたが、まんのう町では耕地の面積の９．７％が耕作放棄地であるとか、それともう一つは、二、三％であるとかいうふうな、その辺の取り組みによって減る可能性があるという数字での違い、農地の見方の違いかなというふうな気がします。いずれにいたしましても、この耕作放棄地、どうにかならんのかなという気が、これは町もそうですし、農業委員会さんのほうもそうですし、国のほうでもどうにかせないかなということで本当に取り組んでおる状況であります。なかなか理由は私のほうも言いましたし、町長のほうも言ったような理由で解消が難しい。稲作とか圃場整備とか集約化によってやっていくのが一つの方法だろうと私も思っておりますし、それとともに採算が合うような形、米作にこだわらず、ほかの野菜づくりとかそういう面で６次産業化を図って、要するに割の合うようなことをやっていくというのも一つの方法だろうと思っております。

今の町長の答弁の中の数値でも二百何十でしたか、町内の耕作放棄地の面積、これは最近はっきりとしたあれでなくて、５年ぐらい前の農業センサスの数字ですよ。多分、それから私の印象では余り改善されて減ってきているようには思えないというふうな印象があります。

先日も、近所の方から相談がありました。これ見てくれというふうな形で、草ぼうぼう

の荒れ地になっている農地ですが、これ、もう困っとるんやと。隣の方というか、近所の方の田んぼ、圃場ですが、その方はもう家が空き家になっておると。そこを借り受けて耕作をやっておった人がいたんだが、その人も高齢になってやめてしまったというふうなことで、ここ数年、こういう状態で、その方も本当に困っておられると。ちょうど隣地ですので、そういう草木が自分のところにもどんどん入ってきて、1メートルぐらいのところは勝手に草を刈っているんだが、それもなかなか限界があるし、人の土地を勝手にそういうこともできないというふうなことで困っておるといふ相談もありました。

そういう場合は、農業員さんのほうへ相談するのがあれかなとは思いますが、そういうところがそれだけじゃないんです。何回も私のほうも相談を受けるような形にもなっておるんです。

産業経済課、そして農業委員会さんのほうでも、先ほど町長の答弁の中にも、農地パトロールを徹底してやっていくというふうな答弁もありました。やはり耕作放棄地の状況の把握というのが一番最初にやらなければならない部分だろうと思いますし、それをやって、全体的にどうしていくのかというふうなことが、1カ所が耕作放棄地になったら、周りに影響するんです。水の問題にしても、いろんなさまざまな伝染していくというふうなこともありますので、そのあたりもぜひもう少し力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それと一つのアイデアとして、6次産業化というのももちろんそうなんです、町内の人でもいいですし、移住者でもいいですし、これは規制緩和が必要なのかどうかはわかりませんが、貸し農園的な場所として、観光農園というふうなことも考えられるのかなと。これも地方創生の一つの取り組みとして、兵庫県養父市が国家戦略特区で農業特区という申請をして取り組んでおるといふふうなこともあります。そこは企業の参入とか6次産業化に力を入れて取り組んでおると。そういう面も十分研究していただいて、そういう先進事例を、ぜひ耕作放棄地、遊休農地の解消に向けて、これは本当に農業の再生というか、それだけの問題でもないように思いますので、ぜひよろしく願いしたらと思います。

農業委員会につきましては、個々の農業委員さん、私も知っておる方は随分おりますが、いろんなことについて一生懸命取り組んでおられます。先日も、改正農業委員会法が成立したと。農業新聞に農業委員会の取り組みということで、農地の利用最適化を推進することを中心に取り組んでいくというふうなことをうたっております。

この中で、一つは、遊休農地の課税強化ということが載っております。それはまだ検討の段階だろうと思いますが、農地は当然固定資産税が安いですが、それも課税をして、空き家対策でもそうですが、固定資産税が6倍になるという話がありましたが、どうも国のほうはそういうふうな方向で集約化を図っていくのかなというふうな気がいたしております。

もう時間が余りありませんので、先ほど検証と今後の対策ということで伺いましたが、最後にもう一度、そのあたりを伺っておきたいと思います。長々と申しましたが、今後の取り組みをお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、産業経済課、高橋課長。

○高橋産業経済課長 ただいま、田岡議員さんから御質問をいただいた件について回答を申し上げたいと思います。

田岡議員さんがたくさん御提案をいただきましたので、十分に検討して進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 課長のほうから、私の言ったようなことも参考にさせていただいて取り組んでいくということですので、ぜひよろしくお願いいたします。これについてはまた追跡の質問も1年後ぐらいに行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 以上で、3番、田岡秀俊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、川西米希子君、1番目の質問から許可いたします。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センター（まんのう町版ネウボラ）について質問をさせていただきます。

国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施する方針が示されています。それを受けて、妊娠から育児まで切れ目なく支援することを目的に、フィンランドの出産育児相談所ネウボラをモデルに、一つの窓口で継続して妊娠から育児までの支援を行う体制づくりが全国各地に広がりつつあります。

国際NGOセイブ・ザ・チルドレンが発表しているお母さんに優しい国ランキングによりますと、2015年の世界第1位はノルウェー、2位がフィンランドとなっていますが、2014年までは続けてフィンランドが1位となっていました。

ネウボラとはフィンランド語で助言の場という意味で、温かい雰囲気づくりを強く意識して施設運営がなされており、ネウボラ保健師と呼ばれる保健師が常駐し、気軽に子育て相談ができる場所として定着をしているそうです。

ネウボラ保健師を中心に、後方支援チームによる支援や多職種との連携による支援を行いながら、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を展開、一人一人の子供とその家族に合わせた、その家庭に必要な子育て支援を行うことを目指しています。

また、ネウボラの基本的考え方である家族のように相談に乗ることに力点が置かれた支援であるため、日々、悩みながら子育てに励む母親にとっては、心強く安心感を持って生活できる制度となっているそうです。

本町においても、現在、かりん健康センターを拠点に母子手帳の交付から専門職による妊婦訪問、パパママ学級、産後には赤ちゃん訪問、低体重児や未熟児訪問指導、乳幼児健

康診査、離乳食講習、育児相談など、産前・産後の母親や乳幼児に寄り添ったさまざまな支援が実施されていることは承知をしております。

しかしながら、行政機関の相談窓口や関連する部署が多岐にわたり複雑であると思います。また、西部こども相談センターなど、関連機関との連携の不足などの課題もあるように思います。

また、妊婦を取り巻く環境を知ることから始まり、その家庭に合った継続的、切れ目のない支援を行うためには、かかりつけ保健師制にすることも必要なのではないかと思います。

今や、子育てしやすい環境を整えることは社会全体で考えていかなければならない課題であり、各自治体にその仕組みづくりが求められているところでございます。

そこで、最初の質問をさせていただきます。

本町における現在の妊娠から出産、子育てにおける課題はどのようなことだとお考えでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 川西議員さんの御質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センター（まんのう町版ネウボラ）についての御質問にお答えいたします。

まず1番目の、まんのう町における現在の妊娠から出産、子育てにおける課題はどのようなことがあるのかという御質問に対しお答えいたします。

まず、妊娠がわかり、妊婦さんが町と最初にかかわることになるのが、母子手帳と母子保健ガイドブック等の交付を受けるときになりますが、現在はかりん健康センターで保健師、看護師から状況の聞き取り、相談を受ける形で交付いたしております。

その後の妊婦健診、パパママ学級、離乳食講習、出産後の乳幼児健診、育児相談においてもかりん健康センターで行っております。

しかし、出生届は役場本庁住民生活課、琴南・仲南支所の窓口で、出産祝い金、出産一時金、児童手当等の手続は本庁福祉保険課、保育所、幼稚園、こども園等の入所・入園関係につきましては教育委員会学校教育課、また、チャイルドシートの助成等の手続は本庁総務課で行っております。

これらのことから、子供に関係した行政手続や相談等を3から4カ所の窓口で行わないといけないという課題が見えてきます。

特に、初めて妊娠された方や他市町から転入された方には、かりん健康センターが出先機関のため、御不便をおかけいたしていると思います。

本来なら、利用者の方の利便性を高めるために窓口のワンストップサービス化が求められていますが、さきに申し上げましたように、かりん健康センターは平成23年度から旧かりん温泉を改修した施設のため、ワンストップ化を図ることは残念ながらありません。

（合田正夫議員退席 午前10時22分）

そこで、妊婦さんにまんのう町が行っている子育て支援に関する事業や悩んだときの相談窓口、連絡先など、子育てに関する情報を掲載したまんのう町子育て情報BOOKを母子手帳と一緒にお渡しすることで、少しでも補っていただけたらと思っております。

また、核家族化が進み、若者世帯による子育てがふえる中、産後の家事や育児の援助が必要だけど、頼る人や場所がないことや、子供たちが安全に遊べたり、お母さんたちが相談や意見交換する場所がないことなど、子育て環境を整えることも重要な課題と考えております。

そこで、平成26年4月から、子育て家庭を応援するため、子育てボランティアを中心にした子育て支援サービス事業を行っております。親子が遊びくつろげる場所として集いのひろばひまわりを月、水、金の週3回、満濃農改センター、神野婦人の家で開催し、絵本の読み聞かせや遊具を使った遊び、手づくりおやつなど、アットホームな雰囲気を醸し出すことで、毎月、約300人を超える親子の方に御利用いただいております。

また、産後の家事や育児の援助が必要な方に、ベテランの子育て支援ホームヘルパーの派遣を昨年10月から実施をいたしておりますが、月10回ほど、若いお母さんたちから応援依頼をいただいております。

このことから、まんのう町子育て支援事業は、地域の力であるマンパワーを生かして子育てがしやすく、子育てに優しい町の実現を目指して、今後も充実を図っていきたくと考えておりますのでよろしくお願いいたします。（合田正夫議員着席 午前10時24分）

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

国は切れ目のない妊娠・出産支援事業を行うためには、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが各機関との連携や情報の共有を図り、妊娠から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成することや、地域の実情に応じて産前・産後サポート事業、産後ケア事業を行う等の方針も示しております。この事業が実現したならば、大変に大きな子育て支援になると思いますので、ぜひ実現することを期待するものです。

このことに関して以前より気になっていることがあります。現在、高齢者に関しては、支援が必要となった場合、本町においても総合的な介護相談窓口として地域包括支援センター室が設置をされております。しかし子供に関しては、子育て支援課なる子育てに関する総合的な窓口がありません。

このことは先ほど町長さんの御答弁の中にもありましたが、子育て情報BOOKを渡して対応しているということではありましたが、子育てに関するたくさんの支援事業が各課に分散されているのは非常にわかりづらく、使いづらいものであります。

町長さんの御答弁と重複はいたしますが、健診、子育てサービス、集いの広場、一時預かり、育児サークル、子供の発達相談の担当課は健康増進課です。しかし、子育てサービスのお問い合わせ、申し込みは町の社会福祉協議会です。児童虐待、障害を持つ子供に関

する相談課は福祉保険課です。病児・病後児保育に關しての担当課は学校教育課です。チャイルドシートの購入の補助に關しては総務課です。子育てに關する支援が各課に分かれているのは、行政的にはそれなりの理由があたりだとは思いますが、より充実した子育て支援が求められている現在、分散された窓口を一括し、子育て支援課、子育て世代包括支援センターとして総合的に取り扱う窓口があれば、よりわかりやすく、必要なときに必要な支援がスムーズに利用できるのではないのでしょうか。その上で、県の子ども女性相談センターや西部子ども相談センター、中讃保健福祉事務所等との連携や情報の共有が必要なのではないのでしょうか。

ネウボラとしてどのような施策を盛り込んでいくのか、どのような体制に整えていくのか、各自治体によってさまざまな考え方があるとは思いますが、そこで二つ目の質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センター（まんのう町版ネウボラ）の導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 次に、2番目の子育て世代包括支援センター（まんのう町版ネウボラ）の導入についての御質問に対してお答えします。

ネウボラとはアドバイスを受ける場所という言葉の意味があり、福祉大国として有名な北欧フィンランドの妊娠から子育てにおけるさまざまな助言、支援などのサービスが受けられる制度のことで、今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、子育て世代包括支援センターの立ち上げ、切れ目のない支援を実施する方針が示されております。

ネウボラの導入とは、手続、相談の窓口の一元化（ワンストップ化）を図ることになると思いますが、これは、先ほど最初の質問の課題で申し上げましたように、現状ではございません。

そこで、妊産婦と乳幼児の健康を担うかりん健康センターがネウボラ的なワンストップ拠点として、保健師や看護師、助産師経験のある保健師などの専門家が継続的に対応しております。

本町では、地区割りによって専任の保健師が担当することで、お母さんと信頼関係を築き、きずなを強くするように努めております。お母さんに寄り添った母子保健コーディネーターとして求められております子育て支援につないだり、支援者同士の連携を図ったりすることで、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を目指し、専門職員の資質向上を図って行きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。

子ども支援センターが一日も早くできることを私は心から望んでおりますけれども、今の現状では非常に難しい、このような御答弁ではなかったのかと思いますが、残念です。

少し前までは、子育ては家庭の責任であり、家庭の問題であるとの思いが強かったよう

にと思いますが、時代とともに急速に少子化の危機が進み、子育てに関しても、自治体がどのように支援の手を差し伸べていくのかが問われるようになりました。

少子化は子供の社会性が育まれにくくなるなど、子供自身の健やかな成長への影響が懸念されると言われています。

また、労働人口の減少、社会保障の負担増や地域の防犯や消防などの自主的な住民活動の弱体化、田畑や森林の管理が次第に困難になるなど、社会全般にわたりさまざまな影響を及ぼすことが想定されております。国も少子化の危機を乗り切ろうとさまざまな施策や矢継ぎ早に子育て支援の方針を打ち出しております。地方自治体においても、知恵を結集して子育て支援、社会の構築を目指すことが要請をされております。最後に、子育てしやすいまちづくりについての町長さんのお考えをお尋ねいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 3点目の子育てしやすいまちづくりについての御質問にお答えいたします。

子育てしやすいまちづくりは人づくりだと考えております。そして、人づくりの根幹（原点）が母子保健事業であり、子育て支援にあります。将来を担う乳幼児はまんのう町の宝です。その乳幼児を周囲の温かい環境の中で育て、育まなければなりません。

今日、社会環境の変化により核家族化が進み、若者世代だけで子育てを行っている家庭も少なくありません。相談する相手もなく、孤立しがちなお母さんに必要に応じた的確で速やかなアドバイス、支援が受けられる環境づくりが必要になってきます。

現在、まんのう町と力を合わせて支援活動をしていております地域ボランティアの養成など、子育て支援の体制づくりを行っていますが、まだまだ人的に不足いたしております。今後も継続してボランティアを養成することで子育て支援の充実を図っていきたいと考えております。

人が互いに助け、支えあう社会の実現を目指してまちづくりを進めてまいりますので、より一層の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 1番目の質問は以上で終わります。

○関洋三議長 以上で、川西議員、1番目の質問をここで終わります。

続いて2番目に入るんですけども、ここで休憩をとらせていただきます。議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時47分

（川原茂行議員退席 午前10時47分）

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

続いて、川西議員、2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 将来を担う子供はまんのう町の宝ですと、先ほどの質問で町長さんより子育て支援、子育てしやすいまちづくりについて力強い御答弁をいただきました。それを受けての次の質問になります。

それでは、病児保育、病後児保育について質問をさせていただきます。

病児保育、病後児保育は、御存じのように、病気、または病気の回復途中にあり、集団での保育が困難な子供で、保護者の就労、または傷病、出産、冠婚葬祭などのため、家庭で育児を行うことが困難なときに利用できるものとされています。

(川原茂行議員着席 午前10時48分)

利用できる病気の状態は、入院を必要としない程度の軽い急性期の状態、または病気の回復期ではあるが、幼稚園、保育所、学校などでの集団生活では支障がある場合とされています。おおむね10歳未満の児童が対象です。

預けるには医師の診断、必要に応じては紹介状、提出書類への記入、または予約をするなどの条件もあります。決して安易に利用できるものではありませんし、利用すべきではないと私も思います。しかし、子育てをした経験から、本当に困ったときにはありがたく、必要性のある事業ではないかと考えます。

利用料金は施設によって違いますが、善通寺市にある病児保育室げんきになあれや、カナン子育てプラザ21病児保育学校をまんのう町の子供が1日4時間から8時間利用した場合には3,000円かかります。設置自治体である善通寺市の子供が利用した場合は2,000円となっていますので、1,000円の市外料金が加算された金額となります。他の自治体の施設においても利用可能な施設はありますが、市外料金、町外料金が加算されます。

また、利用定員は、善通寺市の場合、どちらの施設も1日2名となっており、決して多くはありません。

現在、香川県においては、私が調べたところによりますと、17自治体のうち12の市町において病児保育、病後児保育が実施されておりますが、本町においては実施されておられません。

現在、平成25年10月に、本町において子ども・子育て支援に関するアンケートが実施され、病児・病後児保育についても調査がされております。

アンケートの中では、子育て環境や支援に関しての保護者の意見も求められており、意見の中には、今後、保育所に預ける予定ですが、子供の急な熱などで仕事が休めない場合に見てもらえるような施設の整ったところがあればいいと思う。今は仕事をしておらず融通がきくが、子供の病気など、仕事を始めると大変だと思う。町内に見てくれる施設がない。他の地域に預けなければいけないので、考えてほしい。本当に緊急にどうしても誰かに見てもらいたいけれど、無理なときは支援があればいいと思うと、病児・病後児保育についても支援を求める意見が出されています。

そこで質問をさせていただきます。

本町においても、現在、病児・病後児保育について、対象児に対しては利用料無料化の事業が実施されていますが、余り知られていないのではないのでしょうか。ホームページなど、現在ある無料化事業の周知についてのお考えをお尋ねいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 川西議員さんの病児・病後児保育についての御質問でございます。

まず、事業の内容でございますが、議員の御説明にもありましたように、病児・病後児保育事業とは、保護者が就労している場合において、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図ることを目的とした事業でございます。

市町村において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として実施されています。

病児保育事業とは児童が病気の回復期に至らない場合の保育事業、病後児保育事業とは児童が病気の回復期で集団保育が困難な場合の保育事業でございます。

具体的に申しますと、児童がインフルエンザを発症した場合、保育所、幼稚園、子ども園等では、発症から解熱後3日間まで登所、登園を控えていただいております。この間が病児・病後児の対象となります。

県内の病児・病後児保育施設は8市4町に16カ所が設置されており、うち14カ所は病院・診療所併設型でございます。

利用につきましては、高松市を除く11カ所が当町では利用可能となっております。また、利用料金は施設が設置されている市内の居住者はおおむね2,000円、市外の居住者はおおむね3,000円と市内居住者に有利な状況でございます。

無料化事業の周知に関する御質問にお答えいたします。

まんのう町では、現在、県費補助を受け、第3子以降の3歳未満児の病児・病後児保育利用料を無料といたしております。これにつきましては、町内各園・所にパンフレットを設置し周知をいたしております。本年度、県の無料化実施要綱改正に伴い、対象となる児童が第3子以降の3歳未満児から第2子以降3歳未満児及び就学前の第3子と拡大となりましたことから、本町の要綱を改正し、保育所、幼稚園、こども園の保護者の方全てにお知らせしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

先ほど、周知方法について町長さんのほうから御答弁ありましたが、私が見たところでは、まんのう町のホームページの中にはなかったように思いますので、もう一度、確認をしていただきまして、もしないようであれば、ホームページも若いお母さん方、保護者の方、見られると思いますので、ぜひ載せていただければと思います。

二つ目の質問でございます。

病児・病後児保育事業をまんのう町で実施することについてどのようにお考えか、お考えをお尋ねいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 質問にお答えいたします。病児、病後児保育事業に対する考えについての御質問です。

子育てについて、父、母、その他の保護者は第一義的責任を有しておりますが、近年の核家族化の進行、就労の多様化といった社会的背景により児童と家族を取り巻く環境は大きく変化し、行政には保育に対する多様なニーズに対応したサービスが求められております。病児・病後児保育事業もその一つであります。子供が病気となった場合、保護者がしっかり寄り添って看病されているものと思いますが、先ほどの例えで申しますと、インフルエンザを発症した場合、発症期間と解熱後の3日間を合わせ平均5日間、休みを職場に申し出ることが困難な方や、他の方に保育をお願いすることができない保護者に対しまして、病児・病後児保育はとても必要な事業であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。大変に必要な事業であると考えておりますと、その後、続けて「であるから実施をいたします」というお言葉が続くのかと期待をしておりましたが、これも残念でございます。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。

次に、まんのう町内には病児・病後児保育を実施している施設は現在ございません。本町において独自にこの事業を実施しようとした場合、まず保育の専用施設または専用スペースと調理室の確保、医療機関との連携体制、児童10人に1人の看護師等と3人に1人の保育士が必要となります。インフルエンザ等多くの児童に感染した場合は、一時的に数人の保育士確保が必要となります。

これに対する補助でございますが、改修費として国・県合わせて約270万円、年間運営費として約160万円の補助金が交付されます。また、内閣府の調査によりますと、稼働率は病後児対応型では年間16%と低い状況でございます。

以上のことから、町独自の実施については十分な検討が必要であり、広域的な視野に立った方策の検討が必要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

私が調べたところによりますと、三豊市は観音寺市と一緒に三豊総合病院のほうで病児保育、病後児保育をされているようでございます。近隣でもまだ病児保育、病後児保育をしてないところがありますので、そういった自治体と協力をしてすることができないものかと思います。また、この点も考えていただければと思います。

最後の質問でございますけれども、市外料金、町外料金の助成についてのお考えをお尋ねいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 質問にお答えいたします。市外料金、町外料金分への補助につきましての御質問でございます。

先ほどの説明の中でも触れさせていただきましたように、県内の病児・病後児保育施設の利用料金は施設の所在地に有利となっております。保護者の方がそれら施設に保育をお願いした場合には、市外・町外料金の対象となりますことから負担増となっている現状でございます。この負担増につきましては前向きな検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 ありがとうございます。大変に最後、前向きな御答弁をいただきましてうれしく思います。対象児を設けずに、ぜひ助成に向けて検討していただければと思います。

子育て支援の要求は家庭の事情によって多岐にわたります。そのため、支援の内容は多様でなければならないと思います。子供たちはどんどん成長していきます。子育て支援を必要としない日は必ず訪れます。子育て支援を利用した保護者の人たちも、子供たちの成長とともに支援の受け手から担い手へと立場は変わっていくと思います。次代を担う子供たちを安心して産み育てる環境づくりは、やがては温かな支え合いのまちづくりにもつながっていくのではないのでしょうか。

現在、まんのう町子ども・子育て支援事業計画の策定が進んでいますが、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても子育てに関する支援が求められていますが、子育てする人に寄り添ったきめ細やかな支援がさらに充実することを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 以上で、川西議員の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

議席番号1番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 小雨が続いておりますが、よろしくお願いいたします。9月は夜露と霧の季節だと思ってましたら、秋雨が我々を湿らせてくれているようです。

私の一般質問は、今議会でも3本提出させていただきます。

まずその一つ目は、政府の公式統計の使い方を問います。

次いで二つ目では、町長や教育委員会が任命、または委嘱状を出して編成している委員会や審議会の運営の中身を問うものです。

最後の三つ目では、交流人口を獲得している施設能力の改善や機能向上策を問います。

まず、ことは国勢調査の行われる年です。政府統計のうち最も大きくて詳細なものだろうと思います。全国の全世帯を直接調べるもので、これへの信頼性が高いから、我が国

の行政水準が的確に行われると、極めて諸外国からは高い評価を受けているものであります。

また、地方交付税の算定要素としても、極めて国勢調査の出した数値が大きく左右いたします。所管課にはまことに大変な準備をされ、打ち合わせをしているようで、敬服の至りです。所管課での準備の状況、その手法、日程計画と結果の発表までの展開をお尋ねしたいと思います。

そして、こうした政府の公式統計にはほかにどのようなものがあって、その実施年度の計画を問います。一覧表により御提出を求めたいと思います。

加えて、昨年は経済センサスの調査が行われています。商業統計や生活サービス統計とかを整理して統合したものだろうと推測しています。この趣旨と目的、どのような内容であったのか、調査項目の説明を求める。

私は町民経済を観察して経済循環を伸長させる行財政運営を目指すべきであると思っております。町民経済の規模や循環構造の調査が不可欠であり、この経済センサスの調査結果に大きな関心を寄せています。この公表時期がいつになり、町の行政や財政運営のためにどのように活用しようとしているのか、これをお答えいただきたい。

そして、庁内全体がこうした政府統計をどのように使いこなしていくのか、職員がこの公統計をもとに施策と事業の立案を行い、地域の課題解決と住民生活を向上させる制度運営を御期待申し上げます。よろしく御答弁をお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の最初の御質問は、政府の公式統計の活用を求めます。

その1番目、政府の公式統計の種類と、その年度別実施予定についてでございます。

統計法で指定され、最も重要な統計として位置づけられている基幹統計は、平成27年3月25日現在で、国勢調査、労働力調査、全国消費実態統計、人口動態調査など55の統計があります。その項目と年度計画について一覧表を提出いたします。

次に2番目、国勢調査の準備状況、推進手段、日程、調査項目についてでございます。

国勢調査は我が国の人口、世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、日本国内に住んでいる全ての人、世帯を対象として5年ごとに行われます。

今回の調査からインターネット回答方式も採用され、回答者の記入負担の軽減や利便性の向上が図られております。

本町の調査の取り組みにつきまして御説明いたします。

事前の周知につきましては、広報まんのう8月号と9月号に調査の概要を掲載いたしております。8月中旬には各自治会へチラシ配布し、回覧をお願いいたしております。また、行政放送でお知らせしておりますが、時期を見て再度放送いたしたいと考えております。

調査の体制といたしましては、調査員98人、指導員14人と主任担当1人で実施いたします。

調査の日程は、9月10日から9月20日がインターネットによるオンライン回答期間、10月1日から10月7日が通常の回答期間となっております。

調査の結果につきましては、人口速報集計が平成28年2月に、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果が平成28年10月末までに公表される予定でございます。

就業状態等基本集計や従業地、通学地の集計につきましては、平成29年に公表される予定でございます。

調査につきましては、今回は簡易調査であることから、世帯員について問うとして、男女の別、出生の年月、配偶者の関係、就業状態、従業地または通学地などの13項目と、世帯について問うとして、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方、世帯の種類4項目となっております。

次に、3番目の経済センサスの調査目的、内容、項目、結果の公表についてでございます。

経済センサスは統計法に基づく基幹統計調査であり、我が国の全ての事業所及び企業を対象に経済活動の実態を明らかにする経済の国勢調査と言えるものです。

経済センサスの目的は、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所、企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することです。

経済センサスには、事業所、企業の基本的構造を明らかにする経済センサス基礎調査と、事業所、企業の経済活動の状況を明らかにする経済センサス活動調査の二つから成り立っております。

平成26年に実施したのは経済センサス基礎調査であります。基礎調査は、平成21年に第1回調査を実施し、2回目に当たる平成26年調査では、経済産業省が所管する商業統計調査と一体的に実施をいたしました。

基礎調査では、従業者数、事業の内容、売上金額など24の項目について実態を調査しております。

結果の公表につきましては、速報値として集計結果の概要が平成27年6月30日に発表されております。

今後、事業所に関する集計及び企業等に関する集計が11月に公表される予定であり、その後、調査区別集計の集計が公表される予定となっております。また、平成28年6月1日には経済センサス活動調査が実施されます。

次に、4番目の質問の政府統計の活用についてであります。

議員御指摘のように、町の政策を立案するに当たっては、町の現状を正確に把握することが必要であると考えております。総合計画を初めとする各計画や現在作成中の総合戦略につきましても政府統計の結果を活用しております。

また国も、今、示しているビッグ・データの補充を進めておりますので、まんのう町といたしましても広範なデータを解析し、利用できる人材の育成が急務であると考えております。

次に、5番目の質問の、職員が統計を分析し、推移を掌握し、近隣や類似団体との比較により本町の課題発見と対策を講じる判断の基礎資料として、使い方の研究についてでございます。

昨年度、町の概要、産業、教育、財政等の統計情報を収録したまんのう町データブックを作成いたしました。このデータブックは、年次経過を確認しやすいように年度ごとのデータを掲載いたしております。

また、人口、産業、労働、教育や医療、福祉などの各分野にわたる統計データを100の分野で香川県内の市町と比較した「100の指標でみたまんのう町」も昨年から作成いたしております。この二つの統計資料は毎年発行する予定にいたしております。

これらの資料とともに各種の統計資料を職員間で共有できるようにし、まちづくりの指標の一つとして活用できるよう整備を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 非常に明快な活用の姿勢を御答弁いただいて、非常にありがたく、職員たちのこれからの着実な努力を期待をしたいと思います。

私は、町役場へ就職したときに、過去の仲南町の財政を全部グラフにして、次、国勢調査をやりました。それをやると、何の仕事についているかがわかるんで、産業構造の変化がわかるんです。

私が役場へ入った昭和56年のときには、アメリカの産業構造が商業、サービス業という第三次産業が65%ぐらいありました。それが、今、日本の産業構造であり、うちの町も大体それぐらいきているんです。アメリカの大体二十数年おくれでうちの町の産業構造が動いていると見ています。ですからこれをやると、うどん屋がこないに減っとなります。うちの町の有名なお菓子屋さんもちよっとかつての勢いがいい。そういう変転を見たいです。自動車産業の部品をやっているところもあります。ここものぞきたいです。どこが伸びるんやという話です。

工業導入で最も成功したのはプラスチック産業です。この売り上げが非常に大きいです。これを職員たち、議会みんなが共通理解して、どこに狙いを絞るんかということです。

私がまちづくり政策課長でこの新しい町へ来たときに、エネルギーのところを私の課に担当させてくれんかというて総務課長に言ったんですが、エネルギー何するんと言われて相手にされなかったんですが、今は太陽光パネルの町になりました。工業導入であいていた土地に太陽光パネルをやる。これは税務課長さんが税金、償却資産で何ぼ上げてくれるんか非常に楽しみにしとるわけです。どこが伸びるんか、可能性はあるんか、そこに先回りして、立地条件の基礎条件をそろえて手を打たんか、20年計画ぐらいで、そう思うわけです。

みんな一生懸命仕事しよるんですけど、地方の経済活動、町民経済を役場の中が話し合うようにしたいです。クリーニング屋の様子をずっと研究しよる人、床屋、パーマ屋を見

よる人とか、手分けしたらできそうな気はするんです。これが国勢調査と経済センサスだろうと思います。また、農業センサスもあって、これはやりたいです。

もう一度言いますと、昨年、私の質問に、うちの町は農業が生産額44億円、商業137億円やけども、これは平成18年の数字です。どうしてかいうたら、経済センサスに統合されとったから、商業統計を見たらわからなんだ。工業出荷額は270億円あるわけですから、実は生産額を単純に見たら工業の町です。給与総額が246億円ですから、実は勤め人の町だということです。土地利用は農業の町、間違いないです。農業が大事なことは間違いないです。年金が1年間に36億円来よるわけです。これは働かんでも来よるから、町にとっては非常に効率のいい収入。こういうことをどこかの課がしっかり掌握してもらえんか。ビッグ・データを内閣府が届けてくれる。しかしデータが大き過ぎて、うちの町にはちょっと無理かな、都道府県ぐらいやったらという感じはしますけど。でもこの経済センサスが11月に出てきたら、これを生かして次年度、次々年度、論議しませんか。どこを押して経済を伸ばすんか。川西さんのおっしゃった子育て、教育、こんなのは大事です。しかし食べていかなんだら、食べていくところでないと人は来んと思うわけです。

所管課、まことに御苦労さまでございます。この調子でやっていただいて、皆様の報告がじわじわすばらしいものになっている。水道課長さんの報告なんかは、あと何銭何厘コストを下げたらプラマイ黒字になるのか一発でわかるグラフやし、琴南の支所長さんは診療所の問題を解決したら、診療が153%ぐらいになっとるわけで、打った手が見事に数字に出るんです。皆さんの町政報告、成果報告に表現力はいま一つです。財政係はさすがにあらゆるグラフ化して、コメントを二、三行書いてくれてある。これでようわかる。とんでもない課も幾つもあります。これを御期待申し上げて、そしたら議会と執行部の論議の焦点が合って、無駄な労力を使わんでいいようになるんです。私もこればかり言いよるんですけど、一遍にいきません。じわじわ根気よくお願いしたいです。

それで一つお答えいただきたいのは、これを取り扱い、町役場の中で研修会をやっているのかどうか。そして町の広報や、学級、講座で住民に知らせていくという努力をしていただけるかどうか、これもお答えいただきたいです。所管の企画政策課だけが知るとるのではいかんのかという意味なんです。

○関洋三議長 答弁、企画政策課、高嶋課長。

○竹林昌秀議員 町民に、生データではわかりませんから、円グラフや棒グラフやわかりやすくして。

○高嶋企画政策課長 竹林議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

当然、職員間ではいろいろなデータについて共有をさせていただきたいなというふうには考えております。方法論については研修であるべきなのか、いわゆるデスクネット等の情報媒体を経由するものか、そういうものはまた検討させていただきたいというふうに思います。

それと、住民の方々にお知らせする方法、当然国勢調査とか大きな調査については、今

までもいろいろなところから御報告はいただいております。町としまして、広報とか告知放送とかを使って、住民に知っていただきたいデータはどんどん公表していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 膨大な準備をして職員が労力を費やしたものですから、これは使えば安いもんです。所管課も報われます。よろしくお願いします。

○関洋三議長 竹林議員の1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を始めてください。

○竹林昌秀議員 それでは、二つ目の質問に入ります。

町には、町長や教育委員会が任命し、委嘱状を出している委員会や審議会が幾つもある。こうした委員会の直近3年間分の会議開催の実績報告を一覧表の提出により求める。きちんと提出していただいております。私のところだけ来ておって、皆さんのところにないで、どれぐらいどの会議をやりよるかわかるというのは大事なことだろうと思います。

どういうことかといいますと、会議の質が町的意思決定の質を決める。質の高い論議して情報を得れば、当然、いい結果が出るんだろうと思います。統計でつかんで、会議で的確な論議をするということなんです。会議運営のテクニックを皆さんに磨いていただきたい。公務員というのは、要は説明能力と会議運営能力です。意思決定さえしたら、あとはやれます、専門家たちですから。そんなふう思うんです。

どうしてこういう委員会とか審議会があるのかというと、やっぱり住民の意向を反映させないかん、これが一つでしょう。それから専門家の意見を入れないかんというのが二つ目でしょう。そして、実際にやっておる人、運営する人が問題をよう知つとるから、運営をやりよる人の意見を聞いてみんかと三つ目があるでしょう。それから意思決定に参加しといたら、あと実施するのは説明せんでもすぐいきます。こういうことなんだろうと思います。

それから専制的に、独裁的にやられたら困るということですが、今の行政に独裁ということはあり得なくて、一番思いどおりにいなくて悩んでらっしゃるのは町長さんでいらっしゃるんだろうと思います。誰も思うようにはやれてないだろうと思いますけども、この運営を上手にやっていただきたい。

そこで、農業委員会、代表事例として社会教育委員会、健康増進の会、国民健康保険委員会を事例として、どのように審議内容を決定し、配付資料の作成の工夫をし、委員の見識を引き出そうとしているのか、その御説明を願いたいです。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の、本町の公式の委員会の活動実態の報告についての御質問にお答えいたします。

まず、農業委員会についてでございます。

農業委員会では、毎月1回の定例会を開催をいたしております。定例会の主な内容は、

農地法第3条、第4条、第5条に係る許可申請書の審議、農用地利用集積計画の諮問などであります。

審議に当たっては、担当委員が事前に農地所有者への聞き取り調査や現地状況調査を実施をいたしております。

また、不定期では農地パトロールや農地に関する苦情相談に応じるなど、農家や地域のよき相談相手となり、地域住民の生活を支えていただいております。

なお、農業委員会が行う業務は農業委員会法第6条に定められており、その区分は大きく三つに分かれております。

一つは法令業務。

農業委員会法第6条第1項に定められております。農業委員会だけが専属的な権限として行っております。これは農業委員による合議体の行政委員会として、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務を中心とした農地行政の執行でございます。また、農地に関連する資金や税制などの業務も含まれており、地域における土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保と有効利用にとって重要でございます。

2番目、任意業務。

農業委員会法第6条第2項に定められております。農業者の公的代表機関として農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図っていくための業務でございます。各市町村の基本構想の実現に向けた認定農業者の育成と農地流動化の推進への取り組みが期待されております。また、農業及び農業者に関する調査研究や情報活動も、農業の発展、農業者の地位の向上を図る観点から重要になっております。

3番目、答申の業務。

農業委員会法第6条第3項に規定される意見の公表、建議及び諮問に対する答申の業務でございます。この業務については農業委員会の行政機関としての役割とともに、農業者の公的代表機関としての性格を前面に押し出したもので、その具体化のために意見の公表や建議、答申の機能が与えられており、農業委員一人一人が地域の中で農業者の声を積み上げ、農業の発展に結びつけていく取り組みを行っております。

なお、定例会での議事内容につきましては、町政報告の農業委員会関係をごらんください。

次に、社会教育委員についてでございます。

社会教育委員は社会教育法に定められており、都道府県及び市町村の教育委員会に委嘱された非常勤の特別職の地方公務員で、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方が委嘱されております。

社会教育委員の役割につきましては、地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案、教育委員会の諮問に対しての意見具申、地域の課題解決などに必要な調査研究などがございます。

社会教育委員会の直近3年間分の会議開催実績につきましては、別紙一覧表のとおりで

ございます。

まず、社会教育委員会の開催事例につきましては、事前に委員長、副委員長と事務局にて会議での議題や審議要領、事前の準備資料、日程などを協議しております。議題につきましては、町社会教育行政の懸案事項や町における現状の把握を踏まえての課題や研究すべき事項を抽出し、議論すべき判断材料となる資料の作成や、場合によっては現地視察、研修なども取り入れております。

平成25年度は大川山交流施設（天文台）運営方針に関する提言に向けて3回の現地視察を行い、そのうち1回は天文に関する専門家を招き研修を受け、大川山にて検討委員会を開催いたしました。

平成26年度では、香川県社会教育委員連絡協議会会長である香川大学の清国教授とまんのう町社会教育委員の意見交換会の開催や、全国社会教育研究大会徳島大会へ団体参加し、その研修成果を社会委員会にて報告するなど、見識を広める努力を委員みずからが積極的に行っております。

また、社会教育委員は各公民館から選出される7名と、社会教育に関連する8名の計15名で構成されており、幅広い視点からの現状分析、協議、検討など運営の充実につながっております。

次に、まんのう町健康増進計画を進める会委員についてお答えいたします。

まんのう町健康増進計画を進める会委員は、国民の健康維持と現代病予防を目的に、平成14年8月2日に制定された健康増進法に基づき、平成19年度に町民、町、関係機関がともに健康づくりや食育を進めていく方向性を定めた健康増進計画、食育推進計画、まんのう町健康いきいきプランを策定いたしました。

この計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画となっており、期間の中間年に当たる平成23年度に、健康意識、運動や食生活に関するアンケート調査による現状評価を行い、目標数値や取り組みの中間見直しを行いましたので、2年後には新たな10年間を見越した新規計画を策定することになります。

健康増進計画を進める会委員には、医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療機関代表、学校関係、町議会、中讃保健福祉事務所など行政機関に婦人会、老人会等の町内各種団体、また、町内事業所代表としてJA香川県など18名の関係機関代表の方で構成されております。

会長には仲南地区健康福祉推進委員会（健康づくりの会）代表の千葉宗和様にお願いいたしております。

委員会は計画策定、中間見直し以外の年度は毎年1回の開催で、2月ごろに開催いたしております。

協議内容につきましては、各団体の取り組み状況報告と、それに伴う意見交換や次年度の活動計画について協議を行っています。

また、健康講演会を開催し、広く町民の方に日ごろの健康予防の大切さを知っていただ

いております。

また、社会福祉協議会の主催で3月に開催される健康福祉祭りでは、健康チェックコーナーや食育コーナーのスタッフとして、町民の方への健康づくりの普及啓発を行っております。

次に、国民健康保険運営協議会についてでございます。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法により国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置することが定められた町の附属機関でございます。

本協議会の任務は、1、一部負担金の負担割合に関すること、2、国民健康保険税に関すること、3、保険給付の種類及び内容に関すること等について、町長の諮問に応じて答申することが運営協議会規則により規定されております。

本協議会は、定例的に毎年度2回から3回の開催となっており、主に国保会計における予算及び決算に関すること、保険制度改正や税制改正等に関すること、医療費適正化の推進に関することなどが審議されております。特に、審議において重要となる制度改正の情報や保険給付の推移等の情報は表やグラフ等を用い、より審議内容を御理解いただけるよう資料作成に努めておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 農業委員会ですけれども、実は私も農業委員会を1年半ぐらい所管したことがあって、十分なことができなかった反省があります。農業委員会に農業生産の状況が報告されているのか、アスパラの作付が何件で、幾らの面積で、売り上げが幾らで、粗利益が幾らなのか。ミカンは、こうした作物別、畜産とか、ヒマワリ牛が期待ができるとかいろいろありますけれども、そういう産業としての作物別の状況を報告されているのかどうか、これをまずお答えいただけますか。

○関洋三議長 答弁、産業経済課、高橋課長。

○高橋産業経済課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

私が4月から担当いたしまして、アスパラとか具体的な作物の報告はいたしております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 農地をめぐるいろんな法律について、その運用は、農業委員会の、日本で最高の規制が農地法の規制だろうと言われておりまして、規制改革会議でも一番論議されております。そうしたことはやっていただいて、担い手対策とか、農地流動化など、そんなのはやられているんでしょうが、耕して、種まいて、肥料をやって、こいやって、できたんか、できんのか、手だてを打つとるのはわかるんですけど、その結果が報告されていなければ手の打ちようがない。農業生産をどうするかといたら、やっぱり作物ごとに、アスパラ、ブロッコリー、青ネギとかが重点作物になつとるのは知つとるんですけど、どこに力を入れて、どこを伸ばしたら、どれぐらい農業生産44億円が50億円になるのか、そこの作戦を立てるのは、個別にデータ追えなしょうがないです。

今の産業経済課が極めて少数で政府の制度おもりがようやくだというのは、それは私も検討つきますけれども、町長、必要性が感じられますかどうかお答えいただけますか。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

まず、おのれを知ることが一番大事だと思いますので、今の現状の調査をすることは重要であると思っております。

○竹林昌秀議員 我々も、青ネギ好調やの、ことし、よかったげなぞと、こういう話をお互いにしたいですね。重点分野を見きわめて手を打たないかんと思います。それを地方創生と絡めてやれたらどんなに楽しみができるかということです。

それからもう一つ、こうした相談は普及センターと農協と農業委員会、農政課が一緒になって、普及センターが中讃で農業改良普及会議をやってますね。あれが一番詳しいような気がするんです。私もそれを十分使えなかった反省はあるんですけども、これは農政関係者が共通理解しているのか、農業委員会に報告されているのか、御回答願います。

○関洋三議長 答弁、産業経済課、高橋課長。

○高橋産業経済課長 竹林議員さんの質問に答えいたします。

中讃の農業で町長さんも入りまして、農業委員会の会長さんも入りまして、我々も参加いたしまして会が年に1回ほどございます。その中で、普及センターのほうから作物の目玉といたしますか、そういう発表がございます。その発表を聞いてまいりまして、農業委員会の会の中ではお知らせはしてないですけども、懇親会等では話題になっております。

ちなみにことしの普及センターの会では、多度津のオリーブの栽培の発表がございました。こんな感じでございます。よろしくお願いします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 極めて農業のあり方を考える作戦会議というのはなくて、今の中讃の農業改良普及会議だけだろうと思うんです。普及センターは一軒一軒、本気で農業をやっている人のところは個別に回って掌握してますから、その資料を我々理解して、どのような手が打てるのか、打てないのか、話し合うことが必要なんじゃないかな。何とぞ、これをよろしくお願いしたいと思います。

従来、普及センターと農協と町役場が相談して、茶の産地にせんかといって農地開発をやって、それで茶の加工場をつくって流通機構に乗せて、そんなふうなことをやってましたね。プロジェクトごとにはあったんですが、トータルとしてはやっぱりかつて十分に論議してなかったんじゃないかなと思います。農業改良普及センターがまだ日本のお茶の需要は足りんという統計数値上はあるから産地を進めると。こういうことで調査は多分農業改良普及センターがやってたんでしょうね。でも、公的機関が主導すると、統計で飽和状態になるまで育成、指導してくれるんで、気がついたときにはもう生産過剰、これがミカンであり桃でありブドウであり、そのたどった道なんじゃないかと思います。それ以外、何の作物をつくったらいいかという論議をやらなくなっている。確かに産地形成の大

プロジェクトをやる時代ではないんですけれども、どういうゲリラみたいな多品種少量生産を育成するかとか、それは要るんじゃないかと思います。町役場がする限界はありますけれども、そこに目を向けないと、農業の振興の発展はないように思います。

あわせて、商工委員会というのが条例であるように思うんですが、これは開かれたことがあるのかどうか、御答弁を願えたらと思います。

○関洋三議長 所管課長、高橋課長。

○高橋産業経済課長 竹林議員さんの質問に答えいたします。

まんのう町商工業振興条例というのがまんのう町にございまして、その中に商工委員会というのがございます。委員の構成といたしましては、町議会議員 3 名、商工会役員 4 名、学識経験者 3 名で構成されております。

私、4 月に参りまして、まだ今年度は開いておりません。今後、開きたいと考えております。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 開いたことがあるのかどうか、どれくらいか、これ、載ってないので、あるなし。

○関洋三議長 調べておいてください。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○竹林昌秀議員 ない言った。そうですか。ちょっと聞き漏らしました。

先ほど申し上げましたとおり、工業が 270 億円で、商業が百何億円で、農業が 44 億円ですから、商工委員会が非常に大事な委員会になるんじゃないかと。やっぱり調査研究と作戦司令塔が要りますよね。ぜひよろしく願いしたいです。初任の課長さん、出番がたびたびで申しわけないですけど、初任だから言いやすいところもあります。御苦労は検討つくんですけれども、よろしくお願いします。

じゃあ健康増進の会と、国保運営委員会のところでお尋ねしたいんですが、負担の問題、保険料がどうなるかというのは非常に大きな問題で、税率はどこの市町村もほぼ同じで、独自税率しているところはないんですけど、保険料は介護保険も国民健康保険も違いますから、町長さんが香川県で一番保険料の安い町だと胸を張って過疎自立研究大会で言えるようになったらいいですね。子育て支援も、中学校や図書館も順調にいきよる数値があります。保険料を下げるには、何の病気にかかんじよるんかちょっと知らないかんですよ。ちょっとどなたでもいいんですけど、心不全、心疾患、これ、香川県でうちの町が何番目であるか、ちょっとお答えできる方いますか。

○関洋三議長 昼からもありますので、昼のかかりにということでよろしいですか。

○竹林昌秀議員 非常に重大な数値が出ておりますから、所管課においては承知していただいて、手を打っていただきたい。それから、がんが県内でどれくらいなのか。

健康増進の会も国保運営委員会も、お金目の薬は、通院は、入院の費用まで出しますけれども、何の病気が多いのかどうかです。

健康増進課の町政報告や成果報告書は非常に敬服すべきものです。特定健診の受診率は綾歌町と我が町はトップ争いを続けて、トップを奪い返しております、直近は知りませんが。保健師が活躍している町であるのは間違いない。しかし、肥料をやって、駆除して、病気が多いのか、ないのかは、どの病気にどれぐらいかかっているのかが健康増進の会に報告されたかどうか御答弁願います。

○関洋三議長 健康増進課、見間課長。

○見間健康増進課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

健康増進計画を進める会、大体2月に開催していますけど、事業報告のところで1年間の事業結果を報告いたしております。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 検診したとか、こういう予防接種の援助をしたとか、課が活動していることはよく報告されているし、計画の中まで、その結果、うちの町民が腰いたで悩みよるんか、膝が痛いんか、風邪をひきよるんか、そこです。役場が一生懸命にやりよることだけ町政報告や成果報告に書いてあって、住民と地域社会がどうかというのを政府統計や何かから合わせてやっていただきたいです。

国民健康保険と後期高齢者、後期高齢者の広域連合はこの中身を全く出さない。非常に私から言うと、金を正確に払っているだけの事業しかしてなくて、何回か申し上げたことがあります。

国保はさすがに分析があって、何の病気がどうのこうの出てるんですけど、それを保健師たちが知って手を打つということです。私は薬代が、入院費がとまでやりましたけど、全部の病気に手を打たんでいいですよ。上位三つだけ狙い撃ちして、対策が無理なものはやめたらいい。焦点、ピンポイントをぜひお願いしたいわけです。

これとて人員配置の問題があり、一挙にいかんのはわかりますけども、どうかこの議会が住民生活の実態、住民の健康、生活、そうしたものについて議論をする場であって、それに対して役場の対策があるんだと思います。県の指導があったり大枠は外してないんだと思いますけども、本町の個別事業に手を打っていただきたいと、そういうお願いでございます。

100の指標で見た我が町、実に的確に報告していただいています。ほかにもあるだろうと思います。これは県がやったんで、うちの町がにらみをきかせて特に観測する調査項目が、各課長さん方、一つずつぐらいつくっていただいてもいいですね。コンサルにお金払って、調査費かけたって、大事なことやったらいいですね、職員ができることやったら。

それから、窓口で問診するだけで、サンプル調査で大抵はつかめますから、そうした工夫をしていただいて、ピンポイント攻撃、町長さんの報告にもありました。焦点を絞って、集中と言ってましたね。限られた事業ですから、それを的確にやっていただけたらというお願いでございまして、非常に言いにくいことを申し上げましたが、私も心残りが山ほどあります。死ぬまでに何とか見届けて死にたいと思うんですけども、お彼岸は近いですけ

れども、私に極楽は遠いように思います。ありがとうございました。

○関洋三議長 ただいま一部の質問で答弁ができませんでした心不全等につきましては、昼のかかりに答弁してもらうことにいたします。

以上で、竹林議員、2番目の質問を終わります。

この時間を区切りとして、一旦休憩に入ります。午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

(三好勝利議員退席 午後1時00分)

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

先ほど、一部答弁漏れがありましたので、そのことにつきまして答えてもらいます。

健康増進課、見聞課長、お願いします。

○見聞健康増進課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

まんのう町での疾患別における県内順位についてという質問に対してお答えいたします。

平成25年死因別死亡者数によって香川県のほうが統計をいたしております。その中で悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、この三つに関して順位づけがなされております。

悪性新生物、これはがんによる死亡なんですけど、こちらが香川県全体で3,055名の方が亡くなっております。まんのう町は79名ということで、順位といたしましては、県内17市町村の中で16位ということです。

〔「いいほうから、悪いほうから」と呼ぶ者あり〕

○見聞健康増進課長 いいほうから16位ですから、悪いほうから言ったら逆に2番目ということです。

続きまして、心疾患につきまして、県内では1,947名の方が亡くなっております。まんのう町では44名となっております。こちらにつきましては17位ということで、一番悪い数字となっております。

続きまして、脳血管疾患ですけど、こちらに関しましては県内で986名、そのうちまんのう町では23名の方が亡くなっております。こちらに関しましては4位ということで、逆にいいという状況になっております。

心疾患に関しましてはちょっと病名はわかりませんので、がんにつきまして、まんのう町における死亡者数の推移を報告いたします。

がんでは79名の方が亡くなっておりますけど、上位といたしましては大腸がん、こちらが16名、胃がんが14名、肺がんが13名といったことで、この三つが大半の死亡者数を抱えております。

そうしたことから、健康増進課といたしましては、がん検診の推進をいたしまして、早期発見、治療に努めさせていただけたらと思います。それとあわせまして、県のデータを活用いたしまして事業の推進を図っていきたいと思います。以上です。

○関洋三議長 それでは、竹林議員、3番目の質問を始めてください。

○竹林昌秀議員 今の答え、御苦労さまです。そうやって狙いを絞ってやっていただいたら結構ですので、よくよく専門家たちと打ち合わせて進めてください。

それで、うちの町は社会教育の学級講座数が香川県で3番目にたくさんやっています。住民啓発を社会教育の場を使っていただいて、社会教育課長とよくよく相談して、住民啓発、普及、賢い住民にしてうまく制度を利用したら、いろんなことが安くなったりうまくいくんだらうと思います。住民が町民に説明し、働きかける努力をお願いしたいと思います。

(三好勝利議員着席 午後1時04分)

それから、私は寝ても覚めても社会保険料を下げることを今なお考えております。ちょっと御提案ですけれども、皮膚科のお薬代、検査代、入院費とかそれぐらいに絞って、病院別のランキングにして、病院、1番、2番、3番、4番、5番でいいですけども、そうやったら、治療明細別の単価が出るんじゃないかなと。それは介護でもどのケアマネジャーが組んだ要介護2の人はどれぐらいの単価になってるとか、それがいい、悪いは言わない。しかしそれを調べているということは大変な牽制球になるんじゃないかなと。種々御協議いただいて、牽制球を投げるのが大事なんで、アウトにしたり、そうすると、また、後始末が大変ですから、やはり評価し、見張り、牽制球を投げるという運用をお願いしたらと。以上、答弁結構ですけども、お願いだけしておきます。

○関洋三議長 続けてください。

○竹林昌秀議員 それでは、三つ目に入ります。

旧町時代には地域活性化視察の一連として、交流人口を拡大する手だてをたくさん講じました。スポーツ施設、ホール、産直市、温泉、ロッジとか、こういう施設整備は、昭和から平成に変わり、平成13年度ごろまでに行われて、それから二十七、八年から十三、四年たっています。経年変化が進行している通常の維持管理は行われたらうけれども、模様がえやリニューアルを手がけたことはあるのだろうか。来訪者へのサービスとは、一つ目には地域産物であったり、お湯であったり、施設の効能そのものです。歌を歌えるホール、野球ができるグラウンド、これが一番目のサービスです。

二つ目には施設の魅力です。いいところに来たな、よそにないものやな、デザインがいいとか、居心地とか、快適性というものです。これはベンチのよさとか、そんなふうなこともあるんでしょう。

三つ目が、そこの職員の接遇です。挨拶、笑顔というやつです。私は、接遇、挨拶というのは、銀行みたいにサービスの内容が同じところでは非常に大事だろーと思っておりますけれども、いい産物のところは、従業員の悪口を言いながらいっぱい人は来るといいます、それは接遇も大事ですけども。

問題は、この二つ目の施設自体の魅力は飽きられると消える。客商売の世界では10年をめどに模様がえをするのが普通であります。他の施設と比べて、後からつくったところがよければ、よそに客をとられる。私が準備した道の駅の魅力は、財田のたからだの里に

ほとんど持って行かれたと思う。向こうは私が準備した到達点から出発している。これをどう克服するのか。設備も新しい機能はあります。設備の追加や施設の増築により施設能力が改善されることもあるはずだと。交流人口の確保の手だてとして、こうした町外からの来訪者を迎える施設の改善、施設増強、増築、模様がえの必要性を町長はどう考えるのか、答弁を求めます。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の３番目の御質問は、交流人口を獲得している施設能力の改善、機能の向上、魅力の推進を求めるでございます。

議員御指摘のように、旧３町からまんのう町が誕生するまでの間、町を訪れる人をふやすべく、それぞれの町で温泉や野球場、ホール、道の駅など、さまざまな交流施設の整備が進められてまいりました。旧３町が合併してから、それらの施設の管理につきましては、町で直接管理しているものや指定管理者に委託しているものがあります。

さて、１番目の御質問、それらの施設の模様がえや機能更新は行われてきたのかについてでございます。

備品や什器につきましては、耐用年数を超えたものは順次更新をしております。指定管理施設の什器等につきましても、指定管理者との協議により更新をしております。

模様がえにつきましては、大規模なものとしたしましては、平成２５年度で実施した塩入ふれあいロッジの改修が上げられます。この改修では屋根の塗装、オープンデッキの改修、トイレの洋式化、ＩＨこんろへの改修、畳やカーテンの更新を行い、利用者が快適に過ごせるよう模様がえを実施いたしております。また、エコキュートも追加いたしました。

同じくエピアみかどでも改修工事を実施いたしております。この改修では、男女のサウナの内壁の改修、浴槽の防水工事、売店照明のＬＥＤ化、館内の和式トイレの洋式化等を行い、来館者の満足度が増すよう改修を実施いたしております。

また、本年度は、健康ふれあいの里に設置しておりますテニスコートの劣化が著しいことから、全コートの改修を実施しております。

２番目の御質問の、増改築、機能の追加、見た目の斬新さ、居心地のよさの向上を図る必要性をどう考えるかにつきましてお答えいたします。

これらの交流施設は、建築以来、新しいものでも１０年、古いものでは２０年以上経過をいたしておりますが、先ほど説明した施設以外は大規模な改修を行っていないのが現状でございます。

交流施設は近隣にも同様の施設が多数あります。特に温泉や産直市につきましては、議員御指摘のように、そこで扱う素材もさることながら、ハード面の充実や接客マナーのよしあしにより来場者数や売り上げにも大きく左右され则认为しており、老朽化した施設では集客力が大きく影響することから、リニューアル、改修は不可欠であると感じております。

来場者数や運営状況等も考慮して、どのような手法で交流人口をふやしていくか、どの

ように施設を改修していくか、その他の公共施設も含めて、優先順位であったり、利用できる財源であったり、総合的に検討していきたいと考えております。

3 番目の御質問の、地方創生の施策として交流人口の確保策を増強してはどうかについてお答えします。

現在、10月末をめどに策定を進めております本町の総合戦略の中に、地方創生に向けた課題として、交流人口の拡充には観光の経済波及効果を高める取り組みが必要であるとしております。

本町の観光拠点としては、満濃池、国営讃岐まんのう公園、県満濃池森林公園、エピアみかど、塩入温泉、道の駅などがあります。とりわけ国営讃岐まんのう公園は年間来場数が50万人を超えており、特に夏の一大イベントとして2日間にわたり開催される中四国最大のロックフェスティバル「モンスターバッシュ」においては、県外も含めて多くの若者が延べ約5万人を超えて来場されております。

しかしながら、そういった国営公園のイベントは盛況であっても、町の観光資源は物販や飲食、宿泊の機能が弱く、経済波及効果はグリーンパークまんのう、ツーリズム協会など極めて限られているのが現状でございます。

先ほど申し上げましたように、交流人口の拡充のために温泉施設等の増改築等などハード事業による機能強化も重要と考えておりますが、さらに国・県等の観光施設と連携した主体的、戦略的な集客の仕組み、体制を整備することにより、観光の経済波及効果が高まり、町の活性化につながるものと考えております。

以上、竹林議員の3番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 まことに明快な答弁でありありがとうございます。

入り込み客数は平成24年で、エピアみかど、みかど温泉、大川神社、ビレッジ見合館、サンライズゴルフ、タカガワゴルフ、いきいき館、仲南道の駅、かりん亭、塩入温泉、ふるさと研修館、塩入ふれあいロッジで65万人とあります。国営公園の50万人を足すと100万人を超えとるでという話です。大分隣の町が観光であれですけども、300万人とか言いよりますから、うちいい線いっとるぞ、重複してますし。これで国営公園の50万人来よるんですけれども、地元の経済効果にするためにどう地元で手を打つかなんでしょうね。

それから宿泊です。平成20年にはみかど温泉、健康ふれあいオートキャンプ場、大川キャンプ場、ビレッジ見合館、塩入ふれあいロッジで3万1,000人、うちの町はあったんですが、みかど温泉閉めたんで、今、8,391人ですね。モンスターバッシュに来てもうちの町に泊まらずに、高松のホテル満杯、丸亀満杯、琴平満杯で、岡山のホテルすら満杯と言われております。極めて大きい効果を持ってますから、町長さん、高松での過疎自立研究大会で、シンポジウムで、これだけの人が来よる町ぞと。ヒマワリ牛はあるし、体育館、図書館、好調やし、どうぞ自信を持って、こうした事例をパワーポイントで写真

で見せて、うちの町を大々的に宣伝していただけたらと思います。

ここらあたりをよくよく論議して、私は観光と言わずに交流人口、活性化施策時代の人間はそういうんです。それを集客収益事業といいよって、人を集めてちょっと金をもらうんやというぐらいの観点で捉えていただいたら。従来の観光の町がやっている観光というスタイルでなくて、気晴らしドライブやグループやそんなんで作るスタイルをどのように手がけますか。いっばいうちは資源があって、これまで積み重ねてきとるわけですけども、我々自信を持って、胸を張っていいレベルじゃないかと、そんなに思います。

そして、整備したときにちょっと金が足らんから、怖がって、ホールの反響板がないとか、テニスといったらベンチで待ちよるばっかりの競技なんです。コートに入るのは2人とか4人で、そんなのに壁打ち場もないんで、冬や寒うてかなわんし、壁打ちがあつたら中学生もよう練習できるしとか、ちょっと手を加えたらぐつとよくなるところがある。本当に自信を持ってやれるところがあります。

それを当初では運用経験がないから気がつかなかった。予算に合わせて割愛したようなことを、ぜひぜひ事務方、検討していただいて、スポーツ施設だつて複合的にすれば、そこへ遊びに来てくれるわけですから、うどん屋やパン屋やお菓子屋で客拾ってガソリンスタンドも頑張ってもらうんでしょか。そんなふうなことを思います。

具体策はなかなか難しいですけども、数字を見たら長い間の旧3町からの蓄積は極めて多いですね。我々自信を持って、もっと対外的にやっていいんじゃないんでしょか。種々実りつつある地方創生の今後発展すべきテーマは多々あるように思います。課長さん、腕の見せどころです。大活躍できるでしょう。課長さん方、力を合わせてしっかりやってください。私も及ばずながら、要らぬことも言いまして御苦勞もかけますけれども、私も極楽に行くまでには何かお役に立ちたいと思つとる次第でございます。皆様御苦勞さまでした。私のは手間暇かけます。皆さん方が調べたことを課員たちによく伝えて、情報共有していただければありがたいです。

それからお願いします。私に報告、つくった資料をいただいてますが、やっぱり全員にお配りしたいです。みんながわからないかん。私一人わかつたつてしょうがないと思います。一つ物事をやっていく空気、土壌というものをみんなで共有できたら、物事はうまく円滑に回るんでしょ。いきなりあれせえ、これせえといったつて動きません。

日々の地道な職員たち一人一人の努力が、年に数%向上した集積となれば、それが相乗効果を生むのでしょ。今や、大規模プロジェクトを大政治家がどんと一発言つて、どんとやる時代じゃないですね。成熟した、もうそんな大きなものは残つてない、地道な積み上げの時代だと思います。苦心惨たんする日が待つております。しかしこの苦心惨たんを味わい楽しみたいです。喜怒哀楽をともにしたいと存じます。何とぞよろしくお願いします。

○関洋三議長 以上で、1番、竹林昌秀君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、合田正夫君、1番目の質問を許可いたします。始めてください。

○合田正夫議員 みんな昼飯食って、腹おきて、眠とうなったやろ思うけど、私の質問は子供でもわかるような質問で簡単な質問ですので、町民から要望があったことばかり言うんで、皆さんで真剣に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず一つ目、高齢者向きの運動器具の設置ということで質問させていただきます。

今、都会とか方々で運動器具というか健康器具です。これを野外、例えば公園、かりん公園とか森林公園とか土器川公園とか、そういうところに子供の遊具は何ぼでもあるわな、ブランコとか。高齢者向きの遊具というのはフィットネスは中でして、いつでも自由がきかんと。野外でそういう3世代、年がたって孫ができたなら一緒に散歩にでも行こうか、遊びに行こうかいうたときに、孫を遊ばせて、年寄りも年寄りで健康器具で、これ、近くに善通寺市につくっております。まんのう町はちょっと遅過ぎるんです、考え方が。善通寺の自衛隊のすぐ南に公園があります。その公園には子供の遊具を置いて、その横には大人がする自転車をこぐようなものとかを二つ、三つ、ずっとして、それを見に行ってください。これは一般質問でも前から出しとったんやけど、見に行った人おるんやったらおるでまた言ってくれたらいいんで。やっぱり家庭で休みのときにみんなで遊びに行くとか、朝とか晩げに散歩に森林公園とかああいうところへ行ったら、ちょっと運動した後で一服するのにそういう器具を使ったら健康になると、また家庭内でも和やかな家庭ができると言うんで、まずそれをできるかできんか、町長がやる気があるかないかだけですので、答弁をお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの、高齢者向け運動器具の設置についてでございます。

まず、大人向けの健康運動器具の設置状況について、町内の屋内施設では満濃農改センター、仲南支所、スポーツセンターまんのう、満濃地区公民館と琴南農改センターに設置されております。次に、屋外ではかりんの丘公園に設置されております。

利用状況では、屋内施設は待ち時間が出る時間帯もあるなど利用率は高い状況であります。かりんの丘公園の施設では、屋外で駐車場から少し遠いことから、利用者は極めて一部の方の利用となっております。しかし、大人用の健康器具の内容はさまざまな筋力トレーニングなどに対応しており、もっと活用していただければありがたいというふうに考えております。

国土交通省がことしの3月31日に発表した2013年度の調査結果によりますと、全国的に子供たちの遊具が減少すると同時に、シニア層に向けた健康器具は増加傾向にあります。都道府県などが管理する全国約14万6,000カ所の公園で、3年前と比較して遊具全体の数がほぼ変わらないのに対し、健康器具の数が28.1%増加しております。これは、高齢化が進む中、健康維持のために使いたいとの要望があるのではないかと分析がされております。

一方で、健康器具は主として大人が利用することを目的とした施設であるが、子供から

見れば、子供の遊具と区別のつきにくい健康器具もあり、子供が使用した場合は危険な器具も事例として事故の報告がされております。これを受けて国では、平成26年6月に、都市公園における遊具の安全確保に関する指針の中で、別添として、子供が利用する可能性のある健康器具系施設について通達がなされております。

特に、ハザードの除去に努めることや、子供の遊具と健康器具との混在を避けるなどの安全対策を講ずることとされております。あわせて、公園や遊具の整備も地域レベルでの安全・安心なまちづくりの一環として、総合的な安全確保の中で地域住民の協力を得て進めることや、その際の地域住民の意識や経験などの活用は有効で、地域住民との協働体制による展望が望まれますとの指摘もあります。

これらのことから、当町といたしましても、高齢者の健康維持、異なる世代間の交流、地域の連携、活性化は非常に重要な要素ですので、実情を判断しながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 家の中の分はわかっとなる。それはもう汚いこと言ったら金が要るとか、時間に縛られとなる。私が言うのは、野外で、善通寺市やって、それとか小さい子供だけを遊園地やそういう公園へ連れていく大人はおりませんわ。みんな、大人がついていっとなる。公園やったらいろんなみんな来とるし、結局、歩こう思っても、あんまり歩きよったら、今度は足が痛くなったり何じゃかんじゃするけど、自転車をこぐようなのを善通寺市はしとるんです。ああいうのやったら何ちゃ危なくもないし、結局健康になるし、そういうのをやっぱり一般の年寄りになったら、ちょっとでも儉約して、孫には遊びに連れて行ってやったり何じゃかんじゃせないかんと。自分もそういう健康になって長生きせないかんと。そういうような家庭をつくるために、ぜひまんのう町でそういうことをやってほしい。実際に近くの善通寺市はしとるんじゃから。何でそういうことができるのか、やっぱり町長の考え一つで動くんちゃうかと思うんですが、答弁よろしくお願いします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 先ほども申しましたように、今現在、まんのう町ではかりんの丘公園に大人向けの健康器具があります。今のところは余り使われていないのが現状ですが、場所等によって不便なところもあろうかと思えます。そういうことでありますので、今後とも、高齢者の健康維持等々は非常に重要な課題であるというふうに考えておりますので、今後、十分検討していきたいと思えます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 かりんの丘公園では野外でつけとるんですか。

○栗田町長 そうです。

○合田正夫議員 どういう器具をつけとる。

○関洋三議長 答弁いただけますか。

産業経済課、高橋課長、答弁。

○高橋産業経済課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、かりんの丘公園には健康器具として、1 番目、ストレッチというのがございます。これはふくらはぎを伸ばすものでございます。二つ目としてメトロノーム、これは横腹の筋肉を伸ばすものでございます。3 番目、リーチングといいまして、これは全身を伸ばすものでございます。4 番目にアップダウンといいまして、これは段差の昇降運動で足腰を強化するものでございます。5 番目がシットアップといいまして、腹筋を強化するものでございます。6 番目、ジグザグバランスといいまして、これは平衡感覚を養うものでございます。そういうものを設置しておりますので、御利用いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○関洋三議長 課長、機能もいいけど、場所はどこにあるのですか。

○高橋産業経済課長 場所のほうは、芝生の広場があるんですけど、あそこよりは下になります。ですからちょっと目につきにくいところでございます。なかなか御利用が少ないようなので、また周知等をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 わからんところにつけとったら、それは一般のものはわからんわな。私が言うのは、あそこの野球場があるところに子供運動器具を置いとるやろ。その横へ置いて、子供や御高齢の人が一緒にするような分をつくってほしいといいよるんです。別々にしたって、わからんところへしたって、それは通知もなければ、皆、知らんきで、やっぱり子供と一緒にいけるようなところへ設置したほうが、本来がかりんの丘やけど、それを移動して、そこの子供の遊具の横へするとか、森林公園とかどこかの公園とかいろいろあるわな。そういうところへ一緒にせなんだら危ないんや。一緒になってしとるんやったら、子供もみんな一緒にできていいと思う。そういうことが言いたいんで、そういうことを検討してもらいたいんで、もう一遍答弁をお願いします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

今、高橋課長のほうから説明がありましたが、場所等についても、私も余り認知してないぐらいで、町民の方は知らない方が大勢おられるかもわかりません。そういったことで、もう少し利用しやすい場所、例えばかりんの丘公園の子供の遊具の横、適当な場所があるかどうかはわかりませんが、そういったことを全体を含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 合田議員、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問に入ってください。

○合田正夫議員 二つ目は、去年したと思うんやけど、国道438号線の長尾地区の歩道の件ですが、多分、8月の末までには、九つか10地区ぐらいの住民の要望書が町のほうへ出てきとると思うんで、町と県へ出したというあれを聞いとるんで、そこら地区一体、地権者から皆の判を持って要望書が出てきとるいうんで、これは県の仕事になると思うん

で、国道やきに、町のほうから県へ言うてもらわなんだからいつまでたったってできひので、そういうことは1年前からちょっと進歩があったのか、ないのか、きょうも私は町役場の西で、朝、立てとったら、四条小学校の校長先生がやってきて話しょったら、ここらはいいですね、歩道もできて、何もできて、いや、ここはたまたま歩道できたけど、まだ長炭の長尾とか方々できてない、国道ができてないんですがと。やっぱりそういう安全面で一番に、それとまた徳島から丸亀、坂出通って、今度、丸亀に広い道ができてきよるわな。それができたら、やはりそれからこっちずっと広げてもらおうとか、そういう要望は長尾地区の辺からでも大分出てきとると思うんですが、それを町としてどういうふうに考えとるか、また県のほうへ要望して、一番に安全で事故のないような町で、県知事でも交通事故が多いけん、せないかん、せないかん言うだけで、実質何をするかと。それはやっぱり町から要望していかなんたら、県も受け取ってくれんのちゃうかな思うんで、そこら辺の答弁をよろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田正夫議員の、国道438号長尾地区歩道についての御質問にお答えをいたします。

国道438号は、徳島県を起点として、本県坂出市に至る主要幹線道路であり、まんのう町はもとより、沿線市町、徳島、香川両県にとって非常に重要な道路であります。

また、徳島自動車道、高松自動車道へのアクセス道路であり、近年、通行量が大幅に増加していることから、通勤、通学時には自動車交通量が非常に多くなっており、児童、歩行者が危険な状態であることは把握いたしております。

このような状況から、自治会長等においても、歩行者にとって非常に危険であるため、以前から早急な歩道整備の要望をいただいておりますことから、町といたしても、歩道の未整備区間については、再三、道路管理者である香川県に対して、交通事故が起こってからでは遅いため、整備工事を強く要望いたしておりますところでございます。

本年度も、連合自治会長会の皆様から強い要望をいただいておりますことから、町といたしましても、歩道の整備を一日も早く実施していただくよう強く要望してまいる所存でありますので、沿線住民の皆様方におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 町長の答弁を聞いて、前向きにいつておるというんで、みんなの要望が出とるんで、あそこはちょっと狭くなつとるんで、県のほうへ働きかけて、地権者も判をついとるらしいです。大抵話はできると思うんで、一つずつでもかまんきに、なるべく早くできるように。

それとこれに関連して、町道も出しとったんや。町道も補修とか舗装工事、土木の工事関係でも、この間も町長は2割から3割、来年度予算つけるいうけど、2割、3割いうて、ほんなら、今、何ぼの金額を土木とかそういう舗装の工事についとるか、それをちょっと

言うてもろて、その2割、3割やったらしれとるんで、それをちょっと聞かせてほしいんでお願いします。

○関洋三議長 建設土地改良課、池田課長、答弁。

○池田建設土地改良課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

本町の今の予算の中では、道路修繕の維持管理費ということで予算計上しております、建設土地改良課が実施しておるもの、琴南支所が実施しておるもの、仲南支所が実施しておるものと別れて予算化しております。

その中で、事業費、予算額が幾らかということでございますが、それについては、今、手元にございませんでちょっと申し上げられませんが、近年、経年劣化によりまして町道等も随分傷んできております。そういった点から、同時期に施工したようなところが多うございまして、町長が申し上げましたように、2割から3割という範囲で財政とも協議してというようなお話でございますので、そういったところで担当課としても実施してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 町長の2割、3割増しはいいけど、金額に2割、3割いうたら、その金額があつて2割、3割とせんと、例えば町長、ほんなら町民のために、みんなあずつとるんやきに、道もあずつとる、補修も早うしてほしいと。例えば5,000万円とか1億円ぐらい来年の予算につけますわいうて町長が言うたら一発のことや。やっぱりそういうのは町長の権限があるんやきに、そういうあれで土木工事には、ぱっと出して、ある程度するような町長の腹の内一つやから、その辺は2割、3割やったらわからへんのか、一般のものは。5,000万円出すわ、1億円ぐらい出してやろうと、そういう気構えでやっておらんのだら、まんのう町はおくれとるばかり。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○合田正夫議員 よその地区に負けんような来年度の予算をお願いしときます。答弁をお願いします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町は香川県でも三豊に次いで3番目に面積が広い町で、道路網もかなり多く、延長は長いところもございます。そういったことで、かなり地域の皆さん方に多く御迷惑、御不便をかけておるのは重々承知いたしておりますが、まんのう町といたしましても、限られた財源の中での予算執行でございますので、できる限り皆さん方の御要望に応えられるように、来年度予算ではしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 大分町長も前向きにきたんで、来年度は、やっぱり生活道路やきんな、みんなからいうたら、そういうのはやっぱり一番に優先をするべきなんで、来年度の予算

もそういうふうにして、なるべく早うみんなが楽になれるようお願いしておきます。これで終わります。

○関洋三議長 合田議員、2番目の質問を終わりまして、続いて3番目の質問に入ってください。

○合田正夫議員 それでは、三つ目の質問をいたします。

前回、質問したんで、イノシシの処理、処分の問題で、町長はちょっと研修に行つてこいいうたんで、早速、自腹切つて、鳥取県南部町まで行つてまいりました。

そこの町は町自体が対策室をつくつて、職員も二、三人置いて、3年前にできとります。国の厚生労働省の手続は簡単なようで、町の職員も行つとるんで、またそういう職員から話を聞いてもろて、結局、イノシシや猿とかとつてくれ、とつてくれいうて、後のことを考えとらんわけやな。ただ、してくれと。とるのはかまん。後のことを考えてもらわなんたら困るんで、我々はここによけ産業経済課へ来て、あそこへ行つて管理してくれんかと。普通は皆、その地域だけしかできんけど、我々の場合はどこへでも行けるんで、すぐ産業経済課から言うてきたり何やかして、そこへ行つて管理しよるけど、我々は、山も何ちゃ持ってない。そこの地区の人も埋めるところがありやええけど、そこの地区やつて自分の山がなかったら埋められんし、やっぱりまず処理場をつくつて、処分場をつくつて、そういうのを町を挙げて、本当に困つとる人がいっぱいおるんやき、ほんまに田んぼを荒らされたり、すごいんやきんイノシシいうたら。大きなこなな石でも持ち歩いてあぜ全部おがしとるきんな。網張つたら来んようになるけど、通路からまた出てきたり何じゃかいするんやきん、やっぱりとることからせないかんので、処分することから、ただ囲いしたらそこへは来んようになるけど、今度、また山の中で湧く。山の中で湧くんやったら、山へどんぐりの木を植えるとかなんかし、イノシシの餌をしてやるとか、そういうあれも必要なわけや。出てきたら、まず処分せなんだら、いつまでたつてもふえるばっかりやから、イノシシは年に2回子を産むんで、大体4月から5月、8月から9月、この間も8月の末に一つかかったんやけど、腹を大きよにして、それをとつたら、今度、その兄弟とか子とかほんまにすぐ後を探しに来る、そういう習性があるんで、やはりとることから考えて、とつてくれいうてとるのはええんや。今度、それを処分せないかんわな。大体処理するんやったら30キロから以上、それは冬。夏は処分せないかんので、焼却するとか埋めるとか、何かせな、それが急ぐ間に合わんので、やっぱりそういうのを町としてまず一番に、これは手続は簡単で、南部町ではそれをして、ゴルフ場と町と提携して、ゴルフ場のレストランで料理にして出したり、そこらの旅館とか給食に出したり、いろいろそういうことをして、最後まで町自体しよるところへ行つてきたんで、この中でも議員3人行つとるんで、それは処理して、処分する場所、そういうのをやっぱりよその市や町より先にせんんだら、よその市とか町とか、大抵香川県ではしてくるところが出ると思う。やっぱりまんのうが先にそういうことをしていかなんだら、よそにされたんではいかんので、そういう対応を、町長、答弁をお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員のイノシシの処分についての御質問にお答えいたします。

捕獲した野生動物の処分については、基本的にその全量を持ち帰るか、もしくは適切に埋設処理をするようにと、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣法に定められております。

なお、解体した場合の内臓、頭等につきましては、捕獲した山林等に生態系に大きな影響を与えない方法で埋設するなど、適切に処分していただきますようお願いいたします。

ただし、状況によってどうしても埋設処分が困難である場合には、産業経済課まで御相談いただきますようお願いいたします。

また、御指摘のありました解体処理場につきましては、広域的な観点から、設置につきまして県及び近隣市町や関係諸機関とも連携し、研究、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田議員 検討する必要はないと思うんやけど。よその町ではすぐ住民が困っておったら、ちゃんと対策室こしらえて、職員をして、そこがまんのう町はおくれとるという。何で県やよその市町と話し合わなんだらできんのやろ。これは国の農水省と厚労省に手続出したらすぐできることや。そういうことを、この間、全部行って聞いてきとります。私は。ちょっと、そう行ったんやったら、何で町長も職員も行っとるんやったら、職員から意見を聞かなんだら、聞いてくれたんやったら、大体のあれ、まんのう町でせななんだら値打ちないんや。よその市町でしたんでは、そこまで持っていくだけで時間がかかるし、あれは殺したら1時間以内に処理せないかんのやきんんな。冬は。夏は食べられることはないけど。そういう意味合いで、まんのう町自体でそういうあれがあつたら、皆、猟しよつたら適当にほうぼうで猟って適当にそこへほつとつたらええがな。そういうのは、皆、多いと思うわ。わざわざ山へ持って行って誰が埋めるんな、猟った後。だから、皆、よそからでも山へほりにきたり何じゃかんじゃしよるんやろ。だから言いよるんです。処理場をつくって、今度、処分するところを町としてしていかないと、県やほかの市や町と相談する必要ないと思うんやけど、これは簡単な、地方創生で国からのしとるんやけん。わからなんだら、この書類や何じゃかんじゃ全部また渡すけん、よく読んで、これは手続は簡単で、全部国から建ても、処理場したって半分は国から出るらしい。その町は全部半分にして、職員もついていって、処理して、それを今度、ゴルフ場のレストランで料理する人がちゃんとおって、料って、そこから今度、肉を売ったり、その町で給食に出したり、飲食店で使ったり、無駄にせんようなことをしよる町もあるんで、全国でもほとんどの県がしよると思う、市か町か。それは単独でしよるんで、県や他の市町と考える必要ないと思うんで、まずまんのう町でそういうことをしてくれたら、そこで一括でしてくれたら、みんながよくなる。とったもんにはちょっと金払って、料理のものには時間何ぼで払うと。

そういうふうにしたらみんながよくなる。ほんでまたとってくれたら、田んぼつくつとるもんや山のもんも喜ぶし、みんながよくなるような施策をしていく、そういう施策をするのがまんのう町が一番にしてほしきん、こういうことを言いよるんで、町長の考え一つで、やっぱり職員にそういうのを、したらええと思うことはして、これはいかん思うことはせんでええんや。しよう思ったらしてくれたらええけど、町民の要望や何かはやっぱりしてあげるのは町の施策でないかと思うんで、もう一遍、答弁をお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

今般、町のほうで要望もあり、先進地の視察をしてきていただいたということでございますし、うちの町の職員も同行させていただいて、いろいろ勉強して帰ってきた報告はしっかりと受けております。

ただ、今、合田議員さんがおっしゃられたように、申請を出したら国のほうからすぐおりてくるんじゃがというようなことはありますが、まだまだいろいろな諸問題があるやに思っておりますので、その辺につきましては十分に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 みんながよくなるような施策に力を入れてもろて、やっぱり眠たげにして、寝よる職員もちょっと見たらおるげなけど、ほんまに町民のことを考えて、我々は町民の代表で出てきとるんやけん、町民からの要望をかなえてあげるのが町の施策や思うんで、よろしくお願いいたしますと終わります。

○関洋三議長 以上で、4番、合田正夫君の発言は終わりました。

ここで一旦休憩をとります。議場の時計で2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

本日、最後の質問者になります。これを許可してまいります。

6番、白川正樹君、1番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回、私の質問は2問です。1問目が町の公用車にドライブレコーダーの装置をとということと、2問目として、新規採用職員には町内での生活をということです。

1問目の質問の前に、私の3月の質問で、戦争体験者に語り部になってもらい、平和教育を取り入れてはどうかという質問ですけれども、その件に関して、琴南中学校では実施したと学校だよりに掲載しておりました。質問をしたときに、即、対応していただきましてありがとうございます。これからも、琴南地区だけでなく、仲南地区、満濃地区でも平和

教育をお願いしたいと思います。

それでは、1問目の質問に参ります。

町の公用車全車にドライブレコーダーの装置をから質問をいたします。

ドライブレコーダーとは、御存じだろうとは思いますが、運転する車の前方の様子を録画する装置で、ルームミラーの横に取りつけます。タクシーや運送用トラックでは業務用に普及しています。最近では、事故を起こしたときのトラブル解決のためにマイカーに取り付ける人がふえたのではないかと思います。ということで質問をいたします。

町の公用車前者にこの装置を取りつけて、職員の安全運転につなげてはどうかという質問です。答弁をよろしく願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 白川正樹議員の、町の公用車にドライブレコーダーの装着をしてはどうかの御質問でございます。

最近ではタクシーやバス、トラックなどの事業用自動車に加えて、レンタカー、パトカー、白バイなどにおいても、事故発生前後の車両前方映像や車両速度などを記録する映像記録型事故記録装置、別名ドライブレコーダーの導入が進んでいます。

これは、ドライブレコーダー設置による運転状況の見える化によって、いざというときには客観的な事故情報が得られ、通常走行中には見られていることによる安全意識が働き、事故削減やエコドライブにも貢献すると考えられており、万が一、事故が発生した場合には、事故処理における経費削減効果とともに、ドライブレコーダーを活用した交通安全教育に活用できるものと考えているからでございます。

ただし、事故発生時におけるドライブレコーダーの証拠能力は絶対的なものでないことも理解しておく必要はございます。事故現場で相手や警察に確認が可能な場合はかなりの決め手になりますが、双方の言い分が違い裁判になった場合は、証拠能力があっても、それが信用できるかどうかは別問題と言われています。それは、ドライブレコーダーのようなデジタルは加工しやすいので、アナログよりは信用性が低いとのことからです。ただし、専門家がきちんと調べれば、加工したかどうかはわかるということです。

つきましては、本町の公用車の保有状況は全体で117台であり、消防車両の30台を除くと行政業務用車両は87台であります。

なお、近年の職員の業務中における交通事故はほとんど発生しておらず、昨年度の物損事故件数は1件で、人身事故においては一昨年に軽微な人身事故が1件あった程度のことから、昨年は香川県からまんのう町の交通安全管理者である総務課長に対して優良事業所の表彰がなされたところでございます。

しかし、住民の模範となるよう職員には公用車の運転は十分注意をするように絶えず指導は行っていますが、いつ何どき、職員が被害者だけでなく加害者になるかもわかりません。その場合の双方の過失の割合を立証する方法として、十分参考データとして有効と思いますので、白川正樹議員の提言であります公用車へのドライブレコーダー設置について

は前向きに検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、白川正樹議員。

○白川正樹議員 それでは、再質問いたします。

まんのう町では事故が少ないということなんで、これはよろしいことかと思えますけれども、転ばぬ先のつえということなんで、つけてもらいたいと思います。

それで、事故が起きた場合、トラブル等を思ったんですけど、今のところはないということで、これからも安全運転に職員の方は努めてもらいたいと思えますけれども、そこで、例えば、今、まんのう町にはデマンドタクシーが3台運行しています。それはお年寄りがたくさん乗っております。デマンドタクシーとか、検討するということなんですけども、87台全車につけるというわけではなくて、例えばデマンドタクシーとか、一番重要なというか、町長の公用車とか、そういうことからでもつけてもらいたいと思えますけれども、この点はどうか、答弁をお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、総務課、齋部課長。

○齋部総務課長 白川正樹議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、デマンドタクシーでございますが、これはタクシー事業者さんの所有している車両でございます。タクシー事業者さんのほうでおつけいただければありがたいかなというふうに考えてございます。

あと87台行政用の車両でございますが、町長とも相談する中で、積極的につけていこうかねという話をいただいておりますので、そういうのをしながら、先ほど町長も言いましたように、交通安全に対して職員の規律、規範を高めるには非常に役立つだろうということでございます。以上です。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、白川正樹議員。

○白川正樹議員 先ほども、まんのう町の職員は安全運転ということで、表彰してくれたということなんですけれども、これからも職員に安全運転を徹底してもらいたいと思います。そしたら1番目を終わります。

○関洋三議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、白川正樹議員、2番目の質問に入ってください。

○白川正樹議員 それでは、2問目の質問に参ります。

新規採用の職員に対して、採用条件にまんのう町在住を加えてはどうかということなんですけれども、そうすれば、災害時に被災した町民や物資の輸送などに迅速な対応ができ、また、常に町在住により不便を感じたことへの対応に住民視点で考えることができるのではないかと。また、今、問題になっております人口減少にも少なからず貢献できると思います。ということで質問です。

来年度から、そういう条件を加えられるかどうか答弁をお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 白川正樹議員の、新規採用職員は町内での生活についての御質問にお答え

いたします。

御存じのように、地方創生の総合戦略において、定住人口の増加をいかにしてなし得るかを全国一斉に取り組んでおるところであり、一人でも住んでよかった、住み続けたい町となるよう、本町においても皆で知恵を出し合っておるところでございます。

しかし、子育てがしやすく子供がふえる環境づくりは市町では限界がございます。基本的には国が抜本的な出生数がふえるような一歩踏み込んだ子育て政策に取り組んでいただかないことには、少なくなるパイの奪い合いという自治体間の消耗戦に突入することになるだけだと考えております。

そのような中、新規採用となる職員においては町内に住民票を置き、定住生活をしていただきたいとの白川正樹議員の提言は、私といたしましても、全く同じ気持ちでございます。同じ町内の中で同じ環境に身を置き、住民と近くなることで、地方公務員法にも明示されているように、住民全体の奉仕者として勤務することとなり、自覚を持った行動がとれると考えておるからであります。

ただし、これは憲法第22条にも規定されているように、国民には居住、移転の自由があることから、強制的に命令できるものではありません。これは各自が自主的に考えるものであることから、本町が居住地の優先順位一番と選択していただけるようお願いしながら、住みたくなる魅力のあるまちづくりに今後も努めていく所存でございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、白川正樹議員。

○白川正樹議員 条件には加えられないということですね。憲法22条に反するという事なんですけれども、憲法22条は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有すると、公共の福祉に反しない限りなんです。町に住むことは公共の福祉にも私は適していると思うんですけど、それはいいとして、それではあと、今現在、町の職員は、町内在住と町外の割合ぐらひは教えてもらいたいと思うんですけど、それはいいですか。お願いいたします。

○関洋三議長 答弁、総務課、齋部課長。

○齋部総務課長 白川正樹議員さんの御質問にお答えいたします。

職員数は現在、正規職員206名でございます。そのうち住民票が外に置かれている方は35名ございまして、16.99、17%相当でございます。以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、白川正樹議員。

○白川正樹議員 これを聞いてどうってことはないんですけども、まんのう町へ入ってこいというわけではないんですけども、17%か。今後は、その割合が多分どのようになるかということも把握はしておると思います。そのことと、12日、町の職員の第2次の試験があると思うんですけども、例えば、1次試験が点数が同じであって、2次試験も同じ場合に、住んでいる人と住んでいない人を選ぶとしたら、町長、どちらを選ぶんで

それで、一番初めにも言ったんですけれども、質問して、前々回、3月の質問のときには、今さっきお礼を言ったんですけれども、今回もこの質問の後、12月とか3月のときにお礼が言えるようなことをしてもらいたいと思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○関洋三議長 ちょっと休憩させていただきます。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時27分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

先ほど、白川議員の質問時間は終わりましたが、その後、執行者、栗田町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○栗田町長 ただいま、議長のお許しをいただきまして、発言の許可をいただきましたので、一言おわびをいたしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、私は、憲法22条に規定されておる、国民には居住、移転の自由があることからというような答弁をさせていただきましたが、その後、面接等の中での質問等に不適切な発言がございましたので、削除をお願いいたしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○関洋三議長 以上です。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

なお、次回会議の再開は、明日9月9日、午前9時30分に本議場に御参集願います。
以上です。

延会 午後2時29分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員